

布せらるる拓殖銀行は資本金參百萬圓の株式會社にして本店を同道札幌におくことに定められしがつひに三十三年四月一日札幌において開業の式を擧ぐるに至れり

第六款 私立銀行

私立銀行は明治五年八月國立銀行條例^{第三條}并に六年五月大藏省の達^{五號}により銀行の名稱は條例を奉せざる私立會社には許されざりしが九年四月三井組は大に其内部を整理して會社の組織に改め三井銀行と稱し銀行の業を營まんことを請願せり當時政府は國立銀行條例改正の内議ありて銀行も亦會社の一種なる上は既に會社を許し置き獨銀行の名稱を許さざるの理なければとて其請願を許されたりこれを私立會社に銀行の名稱を公許したる始とすついで國立銀行條例の改正ありて公然私立銀行の名稱を用ゐることを得るに至れりされども十年十一年の二年間は國立銀行の競争中に經過し絶えて一私立銀行の創立を請願するものなかりき十二年に至り國立銀行は既に内定の制限に滿ちたるを以て其創立を許されざるより私立銀行の創立俄に其數を増加せり三井銀行につぎて十二年六月東京に共立銀行起りたるも同銀行は幾ならずして閉店せりされどもこの年十一月安田銀行起りつゞいて十三年中大阪谷村銀行、川崎銀行、逸見銀行、川上銀行、東京貯藏銀行、壬午銀行、富岡銀行など起りしがまた地方

にても私立銀行を創立するもの續々いでしとぞされどもわけて静岡縣に多かりき伊豆銀行、掛川銀行、中泉銀行の類にて其資本極めて少し

私立銀行は條例のこれを律すべきものなかりしかば從ひて其資産負債の實況を世上に公示せざりきされば其事業は我經濟上に如何なる影響を及ぼしたるか詳ならず明治十二三年の頃にありては全國中僅に十數個に過ぎずして資本も亦大ならざりしより其營業の如何は經濟上に重大の影響を及ぼさざりしか其設立月を追ひて増加し二十二年十二月には本支店出張店を合せて三百を超過し資本金貳千貳百七萬六百五拾圓の巨額に達せりこゝにおいて私立銀行の營業を採知して其取引の關係如何を觀察するの必要を感ずるに至りしかば大藏大臣は二十一年六月^{二千五百九十二號}損益勘定の割合其他半季間營業の要領を記載したる報告書をいだしめらるゝことゝなれりこれより主務省において私立銀行の報告により其營業の大勢を察することを得るに至れり

決算期は普通六月十二月の半季を以て決算することなるが中にはこの慣習によらざるものあり例へば甲年六月より乙年五月に至る一周年間一回の決算をなすものあり或は曆年の一周年間を以て一回の決算をなすものあり或は政府の會計年度に従ひ半季決算をなすものありて一定せざりき

銀行類似會社^{元來銀行に非ずして銀行の業を兼業するものをいふ}は甲起乙仆れ其興廢頻繁にして地方廳の承認を與へたるものあり又地方廳より主務省に申牒し其許可を得て承認を與へたるものありていかにも錯雜を極めしかば十五年五月^{十號}銀行類似會社の請願許否の權は全く大藏省にて統一し銀行類似會社の解

釋も亦一定せしを以て十七年九月大藏省は地方官に令し此年六月始めて稍精確の調査を得たり其調査によれば二十六年迄に承認したる銀行類似會社の數はすべて六百九十九社にして其資本金は壹千四百拾參萬八千參百參拾參圓なりきされども其後漸々減少するの傾をなせり

第七款 手形交換所及商業興信所

銀行集會所は各銀行共同の利益を圖るの目的を以て營業上必要の討議をなしかねて切手手形の賣買交換をなす爲に設立したるものにして最初は大阪、東京其他名古屋協和九州銀行同盟會が其後明治十九年以來漸次増加し今は其數十所となれり大阪銀行集會所は明治十七年九月大阪交換所を改稱せしものにして大阪の交換所は實に明治十二年十二年を以て開業せらる蓋し大阪は關西運輸の咽喉を扼し四通八達物貨集散の都會にして同地の商估は從來切手手形を授受して相互の取引を決算する慣習ありしかば切手手形の行はるゝことは他所の類にはあらざりき況して近來各銀行の本支店を同市に設立するもの多くなりしかば從ひて其間に切手手形の行はるゝことも更に一層の繁劇を加へぬれば各銀行互に其店頭に就いて取付をなすが如き迂遠の手段を施すに堪へざる有様とはなりぬこゝにおいて十六の國立私立銀行相謀り倫敦及紐育交換所の規則を斟酌して申合規則を編成し明治十二年四月始め

て交換所を設立しこの年九月七日其創立を願して允准を得たり是實に我邦における交換所嚆矢とす手形交換制度の第一に發達したるは倫敦にして其起原詳ならざれどもかの今日有名なる倫敦交換所の發生せしは千七百五十年より千七百七十年の間にて其初は諸銀行より毎朝派出せられたる手代等が自分の手數を省く爲一室に會して互に相取立つる手形を交換したるより起れり當時世人はかくの如きものあるを知らず又銀行内にもこれを非難するものありきされども其便利なること漸々明になりて次第に組合銀行の數を増しつひに千八百六十四年英國銀行も加入するに至れり

そもく交換所は銀行互に其債權を交換して其貸借を決算する所にして授受の煩勞と時間とを省きこれが爲大に通貨の用を節するの効あり故に交換所は獨銀行の組織において一大緊要の機關たるのみならず國家經濟の上においても亦缺くべからざるものかさて第一の設置を大阪に見るは實に偶然の事にあらざるなり其後二十八年十二年に至り交換所同盟銀行は國立私立を合せて三十三行なりしが二十九年四月日本銀行大阪支店內に交換所を新設するに及びて舊交換所はこの年十二年解散せり

東京銀行集會所は明治十年七月第一銀行頭取澁澤榮一の首唱により擇善會を起し同盟銀行者の交情を厚うし營業上必要の議論をなし互に智識を交換して處務の得失を講究するの目的を以て其會合を組織せしものにて其後十三年八月大に其組織を改良してつひに集會所とはなれり其同盟銀行は國立私立三十二行にして同集會所中爲換取組所を設け同盟銀行中の爲換取扱をなしゝが手形條例の發布せらるゝに際し更に手形の取引を擴張するの主意を以て同取組所を廢し新に手形取引所を設けて其業に従事せしに申合規則の不完全にて一時中止せしが二十年十月中これを改正して再び其取引を開けり手形交換

所はこの年十二月より取引所附屬として其交換を試みしが其組織なほ不完全なる所ありしかばついに一大革新をなすことに決し舊交換所は二十四年二月限りこれを廢し更に第一國立銀行外十行發起となり日本銀行の同意を得て新に交換所を組織しこれを東京交換所と名つけて東京銀行集會所内に設置しこの年^{二十}四年三月一日より實施せり

この他名古屋銀行集會所^{明治十三年一月の創立}九州銀行同盟會^{十三年十月の創立}神戸同盟銀行集會所^{十九年二月の創立}中國四國銀行同盟會^{二十一年五月の創立}奥羽北海道銀行同盟會^{二十六年十月の創立}横濱銀行集會所^{二十七年四月の創立}富山縣銀行同盟會^{二十九年三月の創立}京都銀行集會所^{三十一年二月の創立}の類あれども此中手形交換所あるものは神戸^{三十年七月の創立}東都^{三十一年二月の創立}の二所のみ

我邦維新以來歐米の制度に模倣したるもの少からざりしに獨商業上一日も缺くべからざる興信所の設なかりしかば從ひて迅速安全なる取引をなすこと能はず且其上無用の資を費すこと多かりしが大阪において外山修造^{元日本銀行大坂支店長}主唱して大阪貯蓄銀行、第十三、第三十二、第四百四十八國立銀行を發起者となしこの四銀行より年々三千圓の資金をいだしむることとなし明治二十四年七月大阪市内の國立私立銀行を集めて興信所設立の事を協議せしが此際ことに日本銀行は大阪支店より年々二千圓をいだしことを承諾せりこのにおいて五千圓の資本金を以て二十五年四月一日大阪西區土佐堀一丁目において

開業せり是實に我邦において興信所を設立したる嚆矢とす其組織は獨逸交換所^{ソングメルフェ}の制によれりといふ偶この年^{廿五}秋灘地方酒造家の恐慌に際し機關の設備不完全なりしに拘はらず加盟者に向ひて警戒報告を與へしかばこの事件により興信所の必要を世間に紹介せしがことに神戸地方諸銀行をして一層必要を感じせしめたりこれより業務年々増加し來り二十九年神戸に出張所を置き明るる三十年京都、名古屋に出張所を置くに至れりこれよりさき二十八年編輯部を設け日本全國諸會社役員録、日本全國銀行會社資産要覽、商工業者資産録等を發行せしが又三十一年九月より新に日報を發行するなど加盟者外のものに向ひても少からざる利便を與へられき其後三十二年七月翻譯部を設けて英文通信を開始し加盟外國人に利便を與ふることとせり二十五年の末には加盟者僅に三十一なりしに今は^{三十三年四月}四百四となれり以て其進歩せし狀況を知るべし

大阪の興信所につぎて明治二十九年二月東京に興れり初め二十五六年のころ澁澤榮一首唱して東京交換所組合銀行の有志者並に日本銀行横濱正金銀行に協議して創立の事に連ひしも種々の事情ありて果さざりしに二十七八年戦役の後百般の事業俄に振興し來り商工業愈多事となりしかば大に興信所の必要を感じ東京銀行集會所組合の有志者並に日本銀行の人々發起となり其事務を森下岩楠に託し二十九年二月五日日本橋坂本町東京銀行集會所に會し規約を協定して創立事務所を同所におきしが此年七月

日本橋南茅場町に移轉し開業せり當時加盟銀行僅に二十六にして其資本金日本銀行の助成金を合せて壹萬貳千圓なりきさて其組織は米國興信所組育ブラッドス トリート會社 によれりといふ横濱市とは商業上の關係密推にして且會員も少からさりしかは此年十一月横濱に出張所を設くるに至れり其後桐生足利地方に通信員をおけり 其後大阪の興信所と連絡を通じ彼我相援けて商工業者の便宜を計ることを約しついで大阪興信所が出張所を神戸、名古屋に設くるに及びて又これらと連絡を結びたり又横濱外商の加盟し來るものありて此種の會員が漸次増加すべき勢なりしかば歐文を以て回答するの必要を認め三十一年九月より英文を以て問合に答ふる事となししが果して外國人の會員たるもの現に十數名に達せりとぞ興信所事務の振興につれて三十二年十月より一年二回商工信用錄秘密にして會員の外を發行して會員に貸渡し又かねて一年四回會社要錄を發行せらる二十九年十二月會員四十一發起會員十七第一種會員一第二種會員一第三種會員三第四種會員十九合計四十一なりしもの今は三十三年五月調二百八十九に達せりされば大阪東京とも益す業務を擴張して海外各地の興信所と連絡を通ずる計畫ありといふこれらの外近年東京には二三の商業興信所起れり

大阪同盟銀行累年交換高

年次	送金手形		振出手形		當座小切手		交換小切手		合計	
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額
明治十三年	二二、八六六	四、七三三、八六六	九四五	一七〇、九五三	六七、五三三	四八〇、九七三	六、一八八	五、五四四、〇六	八七、五五三	五、九一八、八三三
同 十四年	一〇、一七三	三、五三三、九三三	四〇九	八四、一六四	八四、八六三	六八七、七八四	九、三六三	九、一五六、九二三	一〇四、八三四	五、二四一、七九四
同 十五年	一八、七〇〇	五、四四八、〇三三	六八一	一、五五六、九四三	八四、五三三	七四四、五三〇	七、六三七	六、七七八、〇二〇	一一、五七六	四、八七五、〇四
同 十六年	一四、九九七	三、九〇〇、〇四三	三〇五	八八八、一三六	五三、七六〇	〇、五三、七二三	七、九五三	六、五八四、九八一	七七、〇〇〇	三、四三三、八七三
同 十七年	一四、六八九	四、一六二、七三三	一五七	三、七〇、三三一	四、〇六三	〇、〇一〇、四二二	六、八九二	五、一一二、六八九	六三、七三三	三、六五六、〇六五
同 十八年	一五、五七四	五、四〇〇、七〇一	七八	一七、八六〇	三六、〇三五	八、九二〇、三四〇	四、二九二	三、一五三、三〇六	五五、九六八	一七、七二七、〇七
同 十九年	一八、三六七	六、五五五、五三六	八一	二四、一九七	四〇、七八八	九、五八七、五三二	七、六一	五、七〇九、七〇	六六、七七三	一七、七四一、六四
同 二十年	三三、一四五	七、七七、九三三	一〇五	一八一、八四四	四五、八六二	一、三二七、二八五	六、九三六	四、八四五、一〇三	七五、〇四三	一四、〇七三、一六三
同 二十一年	三三、八九三	〇、八三〇、五九九	二二六	一九〇、四六四	五五、七八二	二、八三九、五三三	六、九八七	五、〇三八、二五三	九四、七七二	八、八九八、八四九
同 二十二年	三六、五五三	三、三六、一三三	一五三	一八〇、五三六	六八、九〇八	二、八二四、一五四	七、二〇五	五、八六五、五四七	一一二、八二二	一四、一八七、一五〇

第六十五章 取引所

維新の初ごろまではなほ商業上米油二品の取引盛なりしかば政府が東京大阪の豪商にすゝめて會社を起さしめしときも東京の貿易商社大阪の攝津米油會社などには官准を得て米油限月取引をなし、が大阪の堂島米會所は空相場なりとて嚴禁せられ久しく廢業せしも漸く明治四年四月に至り官准を得て再興せしかばこれより盛に米穀の取引を始めしが東京の貿易商社も東京商社と改稱して益す米穀の取引に従事することゝはなりぬその後七年十月政府は米國の取引法によりて政府發行の公債證書、借用證券、官准會社の株券等の賣買取引を許されしがこれと同時に米商會所、横濱洋銀取引所はこの條例の方法によらしめらる株式取引所條例は發布せられしかど當時はなほ未だ公債證書、官准會社株券の賣買取引至て少く設立を企つるものなくして其儘に場なりしが米商會所の方は八年四月大藏省より米穀相場會社準則を發布せられ米穀相場會社に始めて手数料その他現收入總金額十分の四の税を課せらるゝことゝなりぬまた九年八月米商會所條例を發布せらるこの條例によれば營業年限を五箇年とし且參萬圓以上の資本金を以て組織したる株式會社たるを要することゝなれりこゝにおいて東京の東京商社^宛、^丸、^中、^外、^商、^業、^會、^社、^丸、^大、^阪の堂島米商會所いづれもこの條例によりて米商會所を創立せしがこの際大津、赤間關、桑名、新潟、兵庫、金澤、松山、名古屋、岡山、東都、徳島等に起れり株式も其後公債證書の賣買日一日に其數を増加せしがことに九年八月銀行條例の改正ありて銀行紙幣の抵當に公債證

書を以てすることを許されしより俄に其賣買高増加し取引の公設市場なき爲大に不便を感ずるに至れりこゝにおいて澁澤榮一、小松彰等時機の既に至れるを察し同志者を募り取引所條例條款中や、當時の事情に適せざるものありしかば條例の改正を政府に請願し十年十二月創立願書を大藏卿に提出して允准を得しも明くる十一年五月新條の發布ありしかば新條例に準據して定款申合規則等に改正を加へて再申書をいだしこの年五月兜町において開業せしがこの新條例によりて仲買人の負擔賣買證據金の如きは大に減少せらる大阪も五代友厚、廣瀬宰平等新條例によりこの年六月創立の允准を得八月北濱町において開業せりされども初のほどは新舊全債證書、秩祿公債證書、金祿公債證書、起業公債證書、第一銀行株券、兜町蠅殼町の兩米商會所株券、堂島米商會所の株券、東京株式取引所株券、大阪株式取引所株券、横濱株式取引所株券^{舊横濱津銀取引所}の類に過ぎざりしが其後漸々これらの取引をなすものいで來れりといふ米商會所條例株式取引所條例とも屢改正ありしかどなほ不完全なりとて十九年の半ごろより取引所改正論朝野の間に起りしがつひに二十年五月十四日取引所條例を發布しついで六月一日取引所條例施行細則を發布せらる當時現存の米商會所及株式取引所は營業滿期を以て廢止しこの條例によらしむることゝし二十年九月一日より施行の旨達せらる政府はこれまでの株式組織の相場所を廢し歐米に行はるゝブルスの法をとりて會員組織の公設市場に改むるとてこの條例を發布せられしといふ

このにおいて東京大阪より取引所設立の願書をいだし其允准を得しが米商株式兩取引より屢延期を請願してきかざりしかばついに延期を許可し廿二年六月官吏を歐米に遣し更にブルスの調査を命ぜらるこれと同時に新舊兩取引所よりも調査委員を遣し、がこれら調査委員歸朝の後米商株式兩取引所の延期を許され東京大阪の兩新取引所は解散することとなり取り取引所條例はかくの如き有様に陥りて實際行にれざるものとなりはてしがつひに二十六年三月取引所法を發布せられ從來の米商會所條例、株式取引所條例、取引所條例を廢し更にこの新條例によらしめらるこの改正によりて取引所の組織を株式、會員の二種としたるは舊取引所の株式取引と新取引所の會員組織とを折衷したるものなりきとぞされども其設立は株式組織のもの多くして百二十箇所會員組織のものは僅に土浦米穀高崎米穀敦賀商明石米穀若松米穀加東米穀の六箇所あるのみ

株式會社組織取引所累年比較表

年 度	取引所數	株主人員	仲買人員	資本金	積立金	仲買人員 元保證金	收入金
二十七年	九六	一、二六九三	一九七〇	五、六九八〇〇〇	八四三三三	二、三六、四一八〇	一、六六、九〇三三
二十八年	二一五	二、二七七七	一九八八	五、八五六〇〇〇	一三、九六五〇	二、三六、三八〇〇	二、〇九、二六〇〇

會員組織取引所累年比較表

二十九年	二一八	一、四〇六四	二、三二二	七、七七七〇〇	二四、五〇三三	二、九二、一六〇〇	三、五二、一八二二
三十年	二二三	一、六〇九五	二、三九九	九、六五、五〇〇〇	三五、一一〇三	三、八一、〇六五	三、四〇、四三九六
三十一年	二二三	一、七〇八四	二、三〇一	九、八三、二五〇〇	四五、七二二	三、三三、二一五〇	二、八五、一六四四

年 度	取引所數	會 員	仲買人員	資本金	會員身元 保證金	積立金	收入金
二十七年	七	一七〇	七二	四、六〇〇〇	四、四八五〇	五、四〇〇	二、二二二
二十八年	八	三、四八	七九	三、九〇〇〇	一〇、四二〇〇	五、七九六	三、四、八七
二十九年	七	三、〇六	七九	三、三〇〇〇	一〇、六〇〇〇	六、〇一一	二、七五五
三十年	五	七二	二四	一、九五〇〇	二、二七〇〇	九三	二、八一一
三十一年	六	七二	一九	二、五五〇〇	二、三九〇〇	一〇、四八	一、〇、九三

第一款 米穀取引所

明治元年我政府は三井八郎右衛門を諭して東京に商社を結はしめ其總頭取となし鐵砲州に六千坪并に本所船藏二箇所を下村し府下の商人に向ひて貿易取引に従事するものは商社に加入すべきことを勧誘せらしかば東京市中の商業家は大抵この商社に加入することになり所謂貿易商社これなり二年六月二十四日貿易商社に對して米油限月取引を許されしがこの年十月に至り限月米は禁せらるる故に四年の春まで米穀取引は休業せしとぞこの年三月二十日に至り限月米商許可せられ口錢高一割上納のこと、なれりこの年十一月十四日鐵砲洲より海運橋兜町へ移轉し東京商社と改稱す商社は物産引立の爲函館三陸北の損耗を蒙り殆ど瓦解せんとせしが明治五年十一月大藏大輔井上馨官金を無利息年賦にて貸渡し漸く維持することを得たり七年六月尾形徳次郎、鶴岡忠藏等別に一會社を設立し限月約定米賣買を出願せしも會社規則取調中にて許可なかりしかど人民相互に約定を結び賣買いたす義は差支なしと沙汰せられしかばこの年八月五日にいたり第一大區十四小區蠣殼町一丁目一番地今の蠣殼町米穀會所の地に中外商業會社と稱し開業せり

大阪も東京の如く新政府の勧誘により三井權右衛門頭取となり越前藩邸中央公團地に攝津米油會社をたて、米穀の取引をなし、がなほ堂島においては四藏肥後、中國長門、加賀建米の制行はれていと盛なりきざるを明治

二年二月米穀一時非常に騰貴せし際武富辰吉元肥前商人多數の米穀を買集めて譴責をうけつひに入牢せしがつゝいて大隈參與京都より來り全く空米相場を禁止せらるるこれより堂島の商業衰微し每宵夜店を張るに至れりされば米商仲買人は屢奉行所にいで嘆願せしも許可せられざりきこゝにおいて武富辰吉、磯野小右衛門等主として米商會所再興の事に盡力し更に營業規則を調製して三年十二月願書を大藏省にいだし、かば明くる四年春井上大藏少輔東京より來りて調査せられこの年四月七日許可せらるるついで大藏省より田中善助、近藤嘉七、武富辰吉、磯野小右衛門の四人を米頭取となし且米油會社の頭引を兼ねしめられつひに堂島米會所を開業することを得たり當時の營業規則は馬關の北國問屋米懸つなきの方法より取りしものなりといふ堂島米會所も開業後日を追うて繁榮を來たし六七年の頃に至りては一日の賣買高數十萬石の多きに達せりざるを七年十月限の賣買において古今未曾有の大取組となり到底期日に現米の受渡を了すべき術なかりしかば大藏省においては空米賣買に見倣され同期の取組米悉皆消却を命ぜらるるこの年七月十月に至り株式取引條例を發布しついで十二月百二十號の布告を以て從來の米油限月賣買を廢せられ右條例の方法に従はしめらるる八年四月大藏省より米穀相場會社準則を發布せられこの年五月米穀相場會社に始めて手数料其他現収入總金額十分の四の税を課せらるることとなりしが又九年八月米商會所條例を發布せらるる此條例によれば營業年限を五箇年とし且參萬圓以上の資本金を以て組織したる株式會社たるを要するこ

となりぬことにおいて東京商社は三井八郎右衛門官許を得て兜町に米商會所を創立し九年十月中外商業會社は米倉一平官許を得て米商會所を蠣殻町に創立せり十月三日開業これより十六年六月まで兜町蠣殻町の二箇所にて米相場をなしかついにこの年十六年七月一日東京米商會所を兜町の一箇所となしぬ大阪も鴻池善三郎等發起となり米商會所の設立を出願し其許可を得て創立せり十一月二日開業東京大阪の外米商會所條例によりて大津、赤間關、柔名、新潟、兵庫、金澤、松山、名古屋、岡山、京都、徳島東京大阪を加へて十四箇所等に起れり大阪も創業の際は發起人と米商人との間において紛議を生じ久しく和解せざりしと條例規則の稍嚴密にして従前の如く賣買自由ならざりしとにより市場振はざりしが十年西南の役ありついで財政の變革ありて世上一般に投機業流行せしを以て一時盛況を極めき然るに十三年四月大阪府下の豪商紙幣價格回復を名として多數の米穀を一時に賣出し、結果米價却て騰貴し底止する所を知らざる有様とはなりぬことにおいて大藏卿は四月十三日全国各地の限月米商を斷然停止せしめらる東京もこの停止までは非常の盛況なりきそは東京從來の習慣たる入引法イレキの専ら行はれたるによれりこの年十三年五月條例を改正して發布せらるこの條例の改正は仲買人の身元金を増加して身元金千貳百圓 證據金貳割以上其責任を重くし其他種々の嚴則を設けて賣買を拘束せられしに過ぎずこえて月に至り一般に停止を解かれしがこれより衰へしといふされば東京の米商仲買は株式の方に移るもの多かりきこれ只株式の方は諸事自由

なりしによれり大阪もこの條例の改正と同時に會所外において會所類似の業をなすもの續々起りし爲米商會所にとりては大に不利益を蒙りしとぞ十四年五月に至り身元金を證據金に代用することを許され且會所にて正誤を拒絶せざることになりしかば各地の米商會所の商況や、盛になれり然るに十五年十二月稅則改正ありて明くる十六年四月會所稅賣買手数料 現収入十分の二より實施せられしかばまた市場頓に衰へしといふこれ世上一般の不景氣なる上規則の嚴密なると課稅の重きとによれり十八年十一月條例を改正して大に減稅會社稅として約定代金千分の二を收め件寫人稅を免せらるせられしかば一時密賣の風減少せしもなほ證據金の割合不當なるより東京の如きは盛に入引法行はれしかば政府はこれを密賣脫稅と見做しつひに明くる十九年五月役員仲買人あまた拘引せらるこれに引つゝきて米商會所の期限切迫しとかく人氣振はざりき東京も大阪も十九年下半期よりブルス設置の噂起りしがつひに明くる二十年五月十四日勅令十號取引所條例を發布せらるこの際期限既につきたるを以て一箇年の延期を請願せしが二十一年に至り農商務省は延期を許したるのみならず米商會所約定代金千分の二減じて株式取引所の如く萬分の六に直し大に米商會所の負擔を減せられしが其後二十三年又々延期を許し米商會所條例中米穀代用の區域を改め上米中米は共通 代用を許すも下米は許さず且仲裁法を設けらる二十六年三月法律五號取引所條例の發布により從來の米商會所條例は廢せられたり

第二款 株式取引所

明治七年十月始めて株式取引所條例を發布して政府發行の公債證書、借用證券の讓與を公認したるも
 の及官准會社の株券等を賣買取引することを許さる然れども當時これらの賣買取引をなすもの至て少
 く且仲買人の身元金^{五百圓}賣買約定實價四分の一の證據金の如き其負擔に堪へざりしが如きも幾分か設
 立を躊躇せしめたりき其後公債證書の賣買日一日に其數を増加せしがことに九年八月銀條例の改正あ
 りて銀行紙幣の抵當を公債證書を以てすることを許されしより俄に其賣買高増加し取引の市場なき爲
 大に不便を感ずるに至れりこゝにおいて澁澤榮一、小松彰等時機の既に至れるを察し同志者を募り取
 引所條例定款中や、當時の事情に適せざるものありしかば條例の改正を政府に請願し十年十二月十六
 日創立證書定款及申合規則を大藏卿に捧呈し二十八日創立允准の命に接せしも明くる十一年五月^{八號}
 新條例の公布ありしかば新條例に準據して定款申合規則に改正を加へて再申書をいだせりこの新條例
 により仲買人の負擔賣買證據金の制の如き大に減少せらるこの年五月二十日開業免狀を下附せられ東
 京日本橋兜町五番地において六月一日より開業せり大阪も五代友厚、廣瀬幸平等新條例によりこの年
 六月四日創立證書を大藏卿に捧呈し十七日允准を得しかば大阪北濱二丁目十一番地の^{舊兩替商の共有物}において八

月十五日開業せり初のはどは東京大阪とも新舊公債證書、秩祿公債證書、金祿公債證書、起業公債證
 書の五種のみにして其中ことに賣買の盛なりしかは金祿公債證書なりきとぞ其後東京において第一銀
 行、兜町米商會所、蠣殻町米商會所等の株券漸く市場に上りしが大阪も堂島米商會所、東京株式取引
 所、横濱株式取引所の株券に過ぎざりきとぞ十二年九月^{三十七號}金銀貨の賣買を許され市場甚だ活潑な
 りき明くる十三年四月一時停止せられついで條例の改正あり<sup>仲買人を甲部乙部に分ち甲部を公債株式仲買人とし
 乙部を金銀貨仲買人とす且乙部仲買人は身元金を千
 二百圓に</sup>五月四日解停の命ありしも十九日に至り更に金銀貨の定期賣買を禁止せらる金銀貨の賣買全く
 禁止せられ市場一旦衰頽せしも十三年下半年より公債株式盛になれりよりて東京の如きは米商のもの
 多く株式にうつり來れり其故は入引もゆるされ證據金も安かりしによれり十五年二月二十七日^{六十七號}
 税金を改め<sup>賣買手数料總高十分の一
 仲買人約定金高千分の一</sup>明くる十六年四月一日より實行せらるこの改正によりや、衰微を來し
 しが十六年八月^{二十七號}金銀貨の賣買を許されし爲十八年五月ごろまで銀貨の賣買盛なりき然るをこの
 年五月二十八日^{三十九號}布告を發し明くる十九年一月一日より全く其取引を禁止する旨命せらる又この
 年^{十八}十一月二十八日條例を改正して<sup>公債證書千分の三株式萬分の六に改め且定期内に轉賣又
 仲買人納税規則を廢
 止せらる</sup>十九年四五月に至り公債株券非常に騰貴し一時隆盛を極めたり當時一般に公債株券を買收し
 て一定の利子を待つ風の風生じ商估争うて購求したるによれり二十年五月十四日<sup>勅令十
 一號</sup>會員組織の取引

所條例發布せらるれば株式取引所米商會所とも營業滿期を以てこの條例によらしめらるることとなり、れりされどもこの條例は株主并に仲買人に非常の損害を與へ會員組織の風俗に適せざるを論じ二十四年六月まで延期を請願せしがつひに二十二年五月まで延期を許さる其後更に二十一年七月井上農相は營業期限を二十四年六月まで延期を許し歐米に行はるブルス取調の爲農商務省より官吏を派遣すると同時に新蓄兩取引所よりも亦取調委員を派遣せしめられたり二十三年九月九日株式取引所米商會所とも三箇年の延期を請願せしが陸奥農相は翌十月條例を改正して延期を許されたり改正の要は仲裁法を設くること二十四年七月以降仲買人の身元金を二千四百圓以前は四百圓となすこと取引所毎半期通常積立金の外尙利益金十分の二の別途積立金をなすこと各取引の株式を市場において賣買せらるること各種賣買約定平均相場場の定め方を改正すること等なりき二十六年三月法律五號取引所法發布せられこの年十月一日より施行せらるることとなりて株式取引所條例、米商會所條例、取引所條例いづれも廢せられ更に新取引所條例によらしめらる

第三款 横濱洋銀取引所

明治の初年より横濱には黙許の姿にて南仲通二丁目に洋銀相場所ありきこゝに出入するものは仲買人

及其手代に限ることにて其賣買高多き時は百萬圓に上れりといふ皆直取引にて預合をなしとぞ市場の景況により日歩をとりしが紙幣の方に取るを逆日歩といひ銀貨の方にとるを順日歩といふ 賣買の預合をなし置く場合には毎日の平均直を以て其損益の計算をなし差金の取遣をなすに過ぎざりき當時銀貨の取引に従事する者は皆專業者にして東京の米商株式など連絡を通るもの少かりき十二年二月洋銀取引を禁止し株取引所條例によらしめらるよりて其税金も亦これに準していだしむることとなり十二年二月開業以來は定期賣買も盛なりしが從來直取引預合の習慣行はれし爲追々定期はやみて直取引のみ盛に行はれしがこは全く直取引預合の方は只日々の差金を勘定するまでにて證據金をいだすなどの不便なきによるものかこの年十二九月洋銀取引所を改め横濱取引所と稱すこの際墨銀の取引を止め貿易銀を本位として取引せしめらる以前はすべて各の名より錢の名稱を用ゐることとなり この時東京大阪の兩取引所にも金銀賣買を許されしも大なる取引はなかりき十三年四月一日停止を命せられしが五月に至り特別に銀貨の直取引のみ許されき停止前は横濱も税金の緩みし時なりしかば横濱に来るもの多くありて大に盛況を呈ししが四月以後は税金高くなりし爲大道において私に直取引するの風を生じ九月に至り拘引せられたるものありしもこの風なほ止まざりき十八年五月兌換券條例發布の爲其終りをつけ横濱取引所もつひに休業せりされば仲買人は米商會所に移るもの多かりき

第四款 取引所

明治十九年の半ごろより取引所改正論朝野の間に起りしがつひに二十年五月十四日^{勅令十一號}取引所條例を發布しついで六月一日取引所條例施行細則を發布せらる當時現存の米商會所及株式取引所は營業滿期を以て廢止しこの條例によらしむることとし二十年九月一日より施行の旨を達せらる政府はこれまでの株式組織の相場所を廢し歐米に行はるブルスの法をとり會員組織の公設市場に改むるとてこの條例を發布し現行取引所條例制定説明書、同條例注釋、同施行細則注釋などいふものを農商務省の商務局より編纂して配布せられきブルス Bourse といふ名の起原は元和蘭便にて後白耳義國に屬せしブリッヂユ府 Bridges 名高く傳へらる、ヴハン、デル、ブルスといへる富豪家の名よりいであるなりといふさて十三世紀より十四世紀の間この家を倉庫となし又商人の宿泊所となして誰いふとなくブルスと呼びなせりとぞ其後セノア、フロレンスあたりの商人集り來りて伊太利亞人の役所をこの家におきしがこの家の前にて爲替手形の賣買をなしけるよりつひに取引所の名とはなりぬ千四百六十年アントウアーブの市役所にてこの名稱組織を用ゐて一の取引所を建築せしが其後千五百三十一年には宏壯なる建築物となし他の取引所の模範と二十年八月一日河野敏謙外百六名にて東京取引所設立の特許を得たりしが大坂も藤田傳三郎外四名にて取引所設立の特許を得たり東京は日本橋阪本町に設立の計畫をなし、が米商株式とも俄に廢すべからざるとて頻に延朝を請願しつひに一年間延朝を許さる二十一年九月井上馨農商務大臣となりブルスの容易に行はれざるを看破せしかば舊取引所を延期し且米商會所の納税千分の二を減じ株式

の如く萬分の六に直さしめ大に米商の負擔を輕からしめたり二十二年六月商務局次長南挺助を歐米に遣しブルスの調査を命せらるこれと同時に新舊兩取引所よりも調査委員を遣すべきことを訓諭せらるよりて東京取引所創立委員小川爲次郎東京株式取引所肝煎相良剛造同取引所株主總代小野友次郎の三人も亦歐米に赴きてブルスを調査せしが二十三年に至りこれらの委員歸朝し延期説を主張せしかば時の農商務大臣陸奥宗光更に舊來の取引所を延期し米商會所に對しては代用區域を定め上米中米は共通代用を許すも下米は許さるることとし且仲裁法を置かることにおいて東京大阪の取引所は解散することとなれり二十六年三月^{法律五號}取引所法を發布せられ從來の株式取引所條例、米商會所條例、取引所條例を廢し更にこの新條例を發布せしめらるこの改正によりて取引所の組織を株式、會員の二種としたるは舊取引所の株式組織と新取引所の會員組織とを折衷したるものなりきといふされども其設立は株式組織のもの多くして會員組織のものは僅に六箇所あるのみ

第六十六章 保 險

保險業中最も早く起りたるは海上保險にして其起原詳ならずと雖も既に十三世紀のころ地中海沿岸において發生し十四世紀ころに至りては伊國のベニス、フロレンスなどいふ商業繁昌の土地において盛

に行はるゝまでに成長せしとぞされども十六世紀のころまでは大むね資本の合併を禁せしを以て保險も皆一個人の手において營まれたりき然るに千六百二年和蘭革命の結果彼の和蘭東印度會社の設立ありし以來資本合併の風潮盛大となりつひに千六百二十九年^{我寛永六年}に至り和蘭において合資會社の組織を以て保險業を營むものいづこれを世界における海上保險會社の濫觴とすこの會社について千六百六十八年佛國に起りしが惜いかなこの二會社は不幸にして其業を永續すること能はざりき其後千七百二十年^{我享保五年}に至り英國倫敦にローヤル、エクスチェンジ Royal Exchange 及 ロンドン、アッシュランズ London Assurance の二會社起りそれより十八世紀に至り歐洲各國において續々起れりといふ我邦においても今より百五十五年前^{延享三年}飛脚問屋島屋佐右衛門といふもの陸奥福島、京都間を往復する荷物に受合といふことを始めしがこれ即保險の濫觴なり然れども受合にすれば賃錢割合に高くなるよりこの法によるもの少かりきとぞそはともかくも維新に至り西洋の保險法 Insurance を我邦に輸入して第一に調査せしは火災保險なりき初め獨逸人バウル、マイエットの大學教師として我邦に聘せらるゝや種々の保險を包含したるものを官業として起さしめ己も亦其利益に與らんことを工夫せしが時機尙早かりし爲到底其事の行はれざるを了り我邦家屋の木造にして屢火災に罹るを見つひに強制的の火災保險を官業として起さしむることに改め時の大藏卿大隈重信に建議し其用ゐる所となり更に大藏省の顧問

に雇はれ専ら他の火災保險取調委員と共に其事を調査せしがこの法案は參事院にて否決せられつゝいにて大隈重信も亦官を罷めて去りしかばマイエットの考案は水泡に歸したれども備荒貯蓄法に變じて世には顯れいでぬされども民間において最も早く保險業を起したるは海上保險なりとす海上保險は華族九條道孝等が明治九年三月東京横濱間鐵道年賦拂下の議を請願して允准を得六拾四萬貳千圓上納せし後故ありて拂下の取消を請願せしかどなほこの金を以て國家有用の事業を起すことの議ありしかば郵便汽船三菱會社長岩崎彌太郎華族に勸めて十一年十二月允准を明くる十二年八月東京海上保險會社を起せりこれを我邦における海上保險會社の濫觴とすこの後十五年を経て二十六年に至り日本海陸保險會社、帝國海上保險會社など起りそれより日本海上保險會社起りて今は四社となれり^{資本金壹億壹千五百萬圓 件數六拾九萬參千八百七保險金額七億九千四百五萬八千貳百六圓}また生命保險も明治十二年の末ころより莊田平五郎、小幡篤次郎、阿部泰藏等設立の志ありしがつひに十四年六月允准を得て明治生命保險會社を起せりこの後八年を経て二十一年にいたり帝國生命保險會社起りそれより漸々増加せしがことに二十六年以來俄に勃興し或は創立中途にして廢するものあり或は創立後幾ならずして解散するものありしも今なほ三十八會社ありといふ^{資本金八百九拾參萬五千圓保險金額壹億六千七百五拾七萬貳千參百拾六圓餘三十二年十二月調}火災保險は海上生命に先ちて我邦に輸入せられしかど強制的官業の法案否決せられし後は民間において企つるものなく其儘になりしが其後火災保險法取調委員たりし

東京府知事松田道之の設計せし書類により二十一年十月東京火災保險會社を起すに至れりこの後五年を経て二十四年に至り明治火災保險會社起りしより漸々増加せしもことに三十年以來俄に勃興し今は十九會社となれり京濱、金澤、内國、中外、中央の六會社を除き資本金千五百八拾七萬圓海上、生命、火災三保險の外病傷、内國生命病災保險會社、大阪生命、運送、日本海陸保險會社、最、貸屋、貸屋保、家蓄、家蓄生命保險會社、牛馬組合同盟合資、傷病災保險會社、職工生命保險會社、上川回漕保險會社、貨屋、險會社、家蓄、保險會社今はこの二社とも廢業せり等の保險業をさへ企つるものいで來れりさはいへいづれも小資本の會社のみにて朝に起り夕に倒るゝが如き有様のもの其數を知らず危険甚しかりしかば政府においてもこの點に注意せられついに三十三年三月法六〇六號保險業法を發布せらるこの法律によれば保險事業は株式會社又は相互會社たるべきこと又保險會社は他の事業を兼ねべからざること又同一の會社にして生命保險と損害保險とを併せて其目的となすべからざること又會社の資本は拾萬圓を下らざること等にてこれより危険なる小資本の會社は跡を絶ちて漸々確實のものとならんか

第三款 海上保險

明治十年のころに及びては西洋形船を以て海運の業を營むもの漸く増加せしが就中郵便汽船三菱會社の如きは稍堅牢なる船舶を以て内國の諸港及清國一二の要港に定期の航通をなすに至れりされども國

内において海上保險の事を起すものなかりし爲船主貨主いづれも危険を顧慮するの餘航海業の發達を遅緩せしめたる感ありき故に政府は海上保險に關する各國の法規類例を調査し又我邦危険の度合等を調査して會社の創立を獎勵せんとするに當り偶華族九條道孝外二十四名のもの嚮に明治九年三月東京横濱間鐵道拂下の議を政府に請願し年賦金にて上納することとなり既に六拾四萬貳千圓上納せしがこの年九十二月に至り故ありて拂下の取消を請願せしかど尙更にこの金額を以て國有の事業を起すことの議ありしかば郵便汽船三菱會社長岩崎彌太郎二十五名の華族に謀り海上保險會社設立の事を勧めつひに十一年九月東京海上保險會社設立の願書をいだしこの年十二月允准を得明くる十二年八月一日より開業せり資本金五拾萬圓其内四拾貳萬八千圓は鐵道會社設立の爲華族より入金せし分を以て其まづ貨物保險の業を開き儲蓄資本金に加入し殘額七萬貳千圓は身元ある商估より募りてこれに加入せしめたり内國諸港及支那、朝鮮の要港に代理店を置けり船舶検査の事たるや海上保險の業を營む上において主眼の要務なるも當時我邦においては未だ歐米に行はるゝロイド會社の組織の如きものあらざるを以て新に海上保險の業を創始するは實に至難のことに屬せしなりこゝにおいて同社は船舶の検査を行ひ保險の適否を定められんことを政府に請願せりよりて政府はこの年八月中旬これを許可し船舶の検査をなす毎に其成績によりて船名、種類、噸數、製造人、持主、等級、期限等を詳記したる検査證書を同社に交付して保險合格の船舶たる旨を證明することゝなれり同社はこれを一々船主に報道して益す構

造の改良を計るべきことを促せりまた十五年五月船主及造船家の便を計り追加規則を設け其標準を示し爾來内國において構造する船舶にして本則に適せざるものは同社において其積載貨物の保険をなさざることを各船主に通知し并に廣告せり最初荷物保険の申込をなしたるは横濱のみなりしが其後函館北國筋より申込むもの續々いでしといふ

十六年十一月政府は同社従来の資本金に對し政府より四拾萬圓を加へ即百萬圓となし船體の保險をも併せて經營すべきことを命令せらる政府の株金は平常これを政府に備へ置き若し資本金を以て損失を辨償する場合は總株高に割合四分六分の割を以て支出することを約せらる二十三年十月命令書を改正し保險損失仕拂の順序は第一準備積立金第二純益金第三資本金としこの順序により仕拂をなし資本金より損失を辨償する場合に至りたるときは資本金を以て辨償すべき百分の四十に相當する金額を政府において擔保せらるることとなれりこの年十一月資本金を百二十萬圓に増加すこの年リハブール、ロンドン、ラスココー等に代理店を置きしが同社は後年に至りこれが爲に少からざる損失を蒙れり英國においてフエーヤブレイ Fire & Marine は千八百九十年十二月の雜誌において我東京海上保險會社の代理店が保險取扱の迂遠なるを嘲弄せし文を載せたるが如き英國における當時の事情を見るに足れり

明治十一年以來絶えて海上保險の事業を企つるものなかりしが漸く二十六年三月大阪において片岡直温、土屋迪六、田中市公衛等百貳拾萬圓の資本金を募り海陸運輸の貨物并に船舶保險の目的をもて日本海陸保險會社を設立せり又この年十一月大阪において大阪製銅會社長増田信之朝鮮輸入組銅商と

綿絲組合の人々と相謀り海上火災兩保險の目的を以て百六十萬圓の資本金を募り大阪保險會社海上部 火災部

を設立せしが惜いかなこの會社は二十八年五月に至り専ら火災保險のみとなれり資本金を二分して各八拾萬圓となし一部は火災保險會社となり一部は實業銀行となれり東京においてもこの年二十六年の夏ごろより安田善次郎、武井守正等海上保險の事業を企てしがこれと同時に塚原周造等も亦海上保險の事業を企てしといふ其後この二派の人々合併して設立

することに決し參百萬圓を募り帝國海上保險會社と稱し十一月五日開業せりこの年東京において生命火災海上陸上商品物貨の保險を目的として百萬圓の資本金を募り東洋保險會社と稱し六月十日開業せしか又帝國海上保險會社の開業一箇月前に二十六年

商法違反の爲裁判所の命令により二十七年十二月二十七日解散せり又帝國海上保險會社の開業一箇月前に二十六年富山縣高岡において高廣次平、志摩長平等汽船積載の荷物保險の目的を以て資本金拾萬圓を募り北陸海上保險會社を設立せしかこの會社は二十八年十二月一日任意解散して高岡商業銀行となれり二十七年に至り東京海上保險會社、帝國海上保險會社、日本海陸保險會社の三社相提携することを約し再保險の取引をなすこととなれり只大阪保險會社のみは三社より排斥して加入せしめざりき其約束主として船體保險に關すればなり二十七二十八戦役の際一時に船舶増加せし爲保險料を引上げしが二十八年の初より三社の間に競争起り貨物のみことに二十九年ごろは一層甚しかりきといふこれよりさき二十八年の末より船主において保險料引上げの專横を憤り別に海上保險會社を設立するの考を懷きしものありしがつひに大阪の船主同盟會員廣海、大家、右近、濱中を初として北陸の船主これに加はり參百萬圓の資本金を募り

二十九年四月日本海上保險會社を起せりよりて東京海上保險會社、帝國海上保險會社、日本海陸保險會社の三社團結してこれに當り取引を開がざることに決す日本海陸保險會社は二十九年に至り資本金を増して貳百五十萬圓となし英國倫敦に代理店をおきつひに東京海上保險會社の轍をふみ少からざる損失を蒙れり二十九年に至りては三社の競争其極に達しいづれも共倒となる有様なりしかば三社の人々前途を憂へ此年二十九年の末三社の大會議を大阪に開きまづ豫防策として東京、大阪其他樞要なる地に共同取扱人を設け三社はこの取扱人を経て保險申込を受くるの外は一切直接に被保險者より申込を受けざることとし又取扱人は其申込たる保險を一々三社に平分する事を約束せんとの議ありしかど此取扱人の件は成立せずしてこれに代ふるに共通計算法を以てすることに決議せり從來汽船業其他の運送業には競争を防ぐ唯一の手段として共通計算法を行ひ居れどもこれを保險に應用せんとしたるは蓋し本邦をもて嚆矢とすべしこの共通計算法はかの關西汽船合併計算書を模範として共通計算表を作り三十年二月一日より實施する豫定なりしが三社間において種々の事情ありし爲一箇月を延期し三月一日より實施することとし二月下旬共通計算率を發表しいよく共通計算所を設立して實行の準備に着手するや偶東京海上保險會社の當局者益田克徳其職を辭せしかば同社の方針俄に一變し言を左右に託して其實行を遷延せしむるのみにて到底行はれざることとなり其計畫をして空しく曖昧糢糊の裡に沒了しぬされども共通計算の實施を名として保險料の引上げを請求せしかば三十年においては三社と

も少からざる利益を得しといふ當時三社の同盟外に孤立せし日本海上保險の如きも亦三社に倣ひて幾分か其保險率を高むることを得たり加之三十年に至り日本海上保險會社も三社と取引することとなり相當の利益を得しが三十二年の初株主間動搖しこれが爲保險率を引下げこの年四月に至り三社より取引を拒絶せられ再び孤立の姿となりしも又三十二年二月より三社もこれと取引することになれりといふ

これよりさき三十一年一月大阪に四社の會議を開くや保險率の引上げに一決しこの年三月より實施することになりしも荷主の苦情ありし爲八月まで延期せしが偶日本海上保險會社はこの年三十一年六月一週間ばかりに船舶の遭難せしもの數艘ありて其損害數十萬圓に上りしかば他の保險會社はこれを機會にして保險率を引上げたり又三十一年一月大阪會議の結果保險證券を改正して完全のものとなせり四社の聯合會において法學士志田押太郎を顧問に聘しにれに帝國海上保險會社支配人村瀬春雄加は又この年三十一年四月佐藤毅りて起草し十月東京會議にて確定せしかば十一月より一般にこの新保險證券を用ゐることとなれり始めて海上保險仲買人となりしがその後増加して今は東京に二人大阪に一人となれりされば共同海損の清算もこの仲買人にてなすこととはなりぬ、これよりさき共同海損の事あるや開港場の外國人に託して清算する、沖航行中火災に罹るや郵船會社、東京海上保險會社、帝國海上保險會社、日本海陸保險會社の四社は邦人に託することの必要を認め郵船會社員永富雄吉に託して清算をなさしめたりこれを邦人にて清算せし始とす

海上保險會社一覽表

三十一年十二月調

社名	創立年月	資本金	拂込資本金	積立金	拂込資本百金 圓三付割賦金
東京海上保險會社	十二年八月	三,〇〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	七四,四〇二	
日本海陸保險會社	二十六年三月	二,五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
帝國海上保險會社	二十六年十一月	三,〇〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	六八〇	一〇
日本海上保險會社	二十九年四月	三,〇〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	二九,〇〇〇	八

第二款 生命保險

明治十二年末莊田平五郎、小泉信吉、小幡篤次郎等生命保險會社の設立を企て創立見込書を作りこれを朋友の間に配りて其意見を問はれしがいづれも其設立を有益の事業として賛成せしかば十四年二月二十一日交詢社京橋區南鍋町の一室を借受けて創立事務所となし阿部泰藏、物集清久の二人専ら歐米の生命保險法を調査し定款規則書の類を作り六月十三日發起人小幡篤次郎、莊田平五郎、阿部泰藏、中村道

太、肥田昭作、朝吹英二等十一名より明治生命保險會社設立願書を東京府廳へいだし六月二十九日允准を得しかば七月八日より開業せしといふこれ實に我邦に於ける生命保險會社の嚆矢なりとす歐米諸國には住々株金を備へざる會社あれども全く株金なきときは被保人をして不安の念を懐かしむるの恐あればとてこの會社は株金拾萬圓を募集しこれを以て金祿公債證書を買入れ株主分配金を年一割と定めたり蓋し金祿公債證書の利子凡年一割に當るをもてなり又この會社は被保人に利益分配金の契約をもなすこととせりこれ經驗なき新事業には最も完全にして且道理に合ひたるものなればなり第一回の毎四月の計算には營業上の利益僅に壹萬貳百八拾七圓餘に過ぎず其中參千圓を別段積立金となし分配の事なかりしが其後明治二十二年七月九日開業より滿八年第二回の毎四月の計算に至り營業上の利益貳萬五千百九拾九圓餘を得其中より被保人分配者へ參千五百七拾圓を分配し始めて株主へも參千圓を分配せり生命保險は本邦創始の事業にして利益少かりしかば常に經費を節約し準備積立金に不足無からしめんが爲に取締役監査役等は二十七年まで全く無報酬なりきとぞ

生命保險に必要缺くべからざるものは死亡表なれども當時我邦死亡の調査極めて不充分にして信據すべきものなかりしかば發起人は英國十七箇の生命保險會社聯合して其被保人の死亡を調査し編成したる所の十七會社聯合經驗死亡表を採用し利率を年四分と豫定したり其利率稍々低廉なれどもこれ萬一死亡數の豫測に超過せんことを慮り安全の方針を取りし爲なりとぞさて開業の當日第一に來りて保險契

約を結ひしは化學者宇都宮三郎なりき生命保險は新規の事業なるのみならず死後に金を得る不吉の契約なりとてこれを嫌忌するもの多く最初保險の申込をなし、は發起人の朋友知人より始まり漸次に文明の教育を受けたる學者官吏會社員等に及ぼし世間一般に保險の行はるゝるに至りしは二十年このかたの事なり

これよりさき明治十三年中東京において成島柳北、安田善次郎等共濟五百名社を創立し社員中死亡者あれは各社員より金貳圓づゝをいだし合計壹千圓を集めて死亡者の遺族に贈與する方法を設けたれども死亡表に據らず年齢の老幼を問はず身體の強弱を論せず毎年の出金額も死亡者の多少に従ひて一樣ならざるが如き組織のものにして到底生命保險の名稱を下すべきものにあらざりき又十四年中東京において若山儀一日本保生會と稱する生命保險會社の設立を企たれども種々の事情起りし爲開業に至らずして廢せりこの會社の組織は全くニューヨーク生命保險會社によりたるものなりきといふ

生命保險はかくの如き困難の事情なりしかば明治二十一年まで七年間設立するものなかりしがこは其事業の困難なるのみならずして十五年以來十八九年の間紙幣濫發の結果商業一般に不景氣なりし爲生命保險會社の設立も亦遅延せしめられしものか二十一年三月東京において帝國生命保險會社顯れいづこれ我邦における第二の生命保險會社なり明くる二十二年九月大阪において日本生命保險會社起れり

この會社は理學博士藤澤利喜太郎調製日本人口統計表に基ける死亡生殘表を基礎として保險料を定めしといふ

世人この三社をさして我邦生命保險の三大會社といふ又

この年十月東京に大日本生命保險會社の設立などなりて生命保險業漸く將に盛ならんとするの兆を顯し來れり

二十六年には銀貨下落の結果物價騰貴し商況活潑なり爲他の會社の勃興と共に生時命保險會社も亦其數を増加せり即職工生命保險會社後に萬世生命保險會社と改稱す内國生命病災保險會社生命保險の外に疾病、負傷、火災保險等を兼業したれども後に内國生命保險會社と改稱す海員生命保險會社後に海國生命保險會社と改稱す名古屋生命保險會社、酒家生命保險會社、大東生命保險

會社相つぎて起り又明くる二十七年には佛敎生命保險會社、有隣生命保險會社、共濟生命保險會社、北陸生命保險會社、相互生命保險會社、明敎生命保險會社火災保險兼業、仁壽生命保險會社、大阪生命病傷保

險會社、京都生命保險會社等この年に開業せりこの外創立の中途にして廢業し或は創立後幾もなくして解散したる會社も亦少かからざりしかば二十六二十七の兩年中世人漸く生命保險會社の濫興を非議し政

府も亦法律を制定して保險事業を監督するの必要を感ずるに至れり二十八年眞宗信徒生命保險會社、九州生命保險會社其他數會社起り二十九年中央生命保險會社後に六條生命保險會社と改稱す、護國生命保險會社、日宗生命保險會社等起りしが三十年には愛國生命保險會社、日本生存保險會社等の開業を見たるのみにて漸く二十八年以來新設會社の數を減じ三十一年來殆ど新設會社を見ずこれを要するに二十六年以來生命

保險會社の濫興は需要供給の平衡を失ひたると二十七二十八戰役後暴騰したる企業心の漸々沈靜したるとよれるものか

第三款 火災保險

初め獨逸人パウ、マイエットの大學教師として本邦に渡來するや水災火災其他あらゆる種類を包含したる保險事業を起さしめて利益を壟斷する考を抱きしが當時未だ我邦の商業幼稚にして到底行はざるを看破せしかば我邦ことに東京市内において大火の屢起るを見まづ火災保險事業より着手するの容易なるを了り火災保險論を草しこれを邦語に翻譯せしめ寺田勇 言議譯新聞社に送りて保險の必要を喚起せしめしが大隈大藏卿に説くに獨逸法の強制火災保險業を起すことを以てせり火災保險の如き危険なる事業は到底企業心の發達せざる我邦においては民設にて興すべきものにあらざるが故官設組織になして保險料の率を低くし此業を全國に普及せしむる爲特逸において行はるゝ強制法によらしむる計畫にてこれが爲經濟界を振興せしむるのみならず政府の收入をも増加せしむる考なりきされば大隈大藏卿は其説を容れマイエットを大藏省の顧問となし明治十二年大藏省中に火災保險取調掛を置き大隈大藏卿自ら委員長となり内務少輔品川彌次郎、東京府知事松田道之、大藏省書記官平田東助、東京府書記官

千田貞曉、中警視石井邦猷并にマイエットを委員となし法案及其他の事項を調査せしが既にして大隈大藏卿專任參議となり佐野常民代りて大卿藏となりしかば佐野大藏卿委員長となり十四年に至り法案完成せしかば太政官に稟議するに至れり其主旨は全國に強制火災保險法を布き火災保險により漸次家屋の改良を計るべし又別に建築條例を設けて家屋建築の制限をたて危険の度を少からしむべしといふにありき然るに時の參事院は強制法を不可なりとして其議を否決し大隈參議も亦政府を去り遂に十五年五月太政官はこの稟議を斥けられたりされども一は備荒貯蓄法となりて全國に行はれ一は東京に屋上制限法を設けしめられしが如き皆こゝに起因せしものなりといふ

火災保險法はかくの如き運命に遭遇して其望なかりしが松田道之はなほ其念慮を絶えず全國に普及する能はずんばせめては東京府下なりとも實行せんものとして屬官に命じて其取調をなさしめしが不幸病歿し一時此業の望全く絶えにき其後松田道之の舅鶴殿長氏松田道之が設計の書類に基き民設組織として其業を經營せんと欲し資本金貳拾萬圓を募り事務所を京橋區三十間堀に設けて會社の設立を願しつひに二十年七月其允准を得東京火災保險會社と稱すこれ我邦における火災保險會社の嚆矢なりとすついで明くる二十一年十月假開業をなし、も當時世間一般に火災保險の思想なかりしかは從ひて申込むもの少く事業進歩せさりしが二十二年五月株主總會を開き營業の方針を定め明くる二十三年十二月

事業を擴張せしより業務日を追うて擧がり幾ならずして保険契約高拾八萬圓に達せり

又一方において廿一年五月川田小一郎、莊田平五郎、増島六一郎、阿部泰藏、淺田正文等火災保險會社設立の事を議せしが火災統計の詳ならざる時に當り俄に火災保險會社を設立するは大早計なるを以て姑く朋友間火災の危険を共擔し患難相救ふの目的を以て一の協會を組織し他日火災保險會社を設立するの基を開きおかんといふ事に決せしかば阿部泰藏を幹事に推薦しこの年十月一日より明治生命保險會社日本橋南茅場町の内に火災保險會社事務所を置き會友の家屋を保險せり然をに其後二十三年四月十七日定期總會の時會友の評議にて組織を變更して株式會社となし廣く火災保險の業を營むことに決し明くる二十四年一月明治火災保險會社と稱し會社設立の事を東京府へ出願し二十五年一月十九日允准を得六拾萬圓の資本金をもて二月二日開業せり坂本町明治生命保險會社内これを我邦における第二の火災保險會社とす

東京につぎて火災保險事業の起りしは大阪にして大阪の火災保險事業は明治二十五年二月松本重太郎、田中市兵衛、外山脩造等相謀り五拾萬圓の資本金を募りて日本火災保險會社を設立したるを始めとす中之島三丁目大阪倉庫會社構内において二十五年六月二十五日開業せり大阪は明くる二十六年に至り更に銅業火災保險會社、大阪火災保險會社の二會社起れり其後二十七二十八の兩年は絶えて設立するものなかりしも二十九年より漸く各地

において設立するものいで來りしがことに三十二年に至り俄に九會社の設立を見るに至れり

火災保險會社一覽表 三十三年三月調

社名	創立年月	資本金	所在地
東京火災保險會社	二十年七月	五、〇〇〇、〇〇〇 <small>圓</small>	東京市
明治火災保險會社	二十四年一月	一、〇〇〇、〇〇〇	東京市
日本火災保險會社	二十五年四月	一、〇〇〇、〇〇〇	大阪市
銅業火災保險會社	二十六年四月	二〇〇、〇〇〇	大阪市
大阪火災保險會社	二十六年十月	六〇〇、〇〇〇	大阪市
帝國火災保險會社	二十九年十月	五〇〇、〇〇〇	京都市
日本酒造火災保險會社	二十九年十一月	一、〇〇〇、〇〇〇	大阪市
家屋物品火災保險會社	三十年七月	二〇〇、〇〇〇	東京市
小樽貨物火災保險會社	三十年七月	—	小樽市

横濱火災保險會社	三十年八月	五、〇〇〇、〇〇〇	横濱市
東京物品火災保險會社	三十一年三月	一〇〇、〇〇〇	東京市
關東火災保險會社	三十一年十二月	三〇〇、〇〇〇	東京市
東洋物品火災保險會社	三十二年五月	一〇〇、〇〇〇	東京市
財産火災保險會社	三十二年五月	一〇〇、〇〇〇	東京市
中外火災保險會社	三十二年六月	三〇〇、〇〇〇	東京市
金澤火災保險會社	三十二年九月	一〇〇、〇〇〇	金澤市
中央火災保險會社	三十二年十月	三〇〇、〇〇〇	東京市
内外火災保險會社	三十二年十月	一〇〇、〇〇〇	東京市
内國火災保險會社	三十二年十一月	三〇〇、〇〇〇	東京市
京濱火災保險會社	三十三年二月	二〇〇、〇〇〇	東京市
江戸火災保險會社	三十三年二月	一〇〇、〇〇〇	東京市

第六十七章 倉庫業

大阪大津の如き大名の藏所をおきし地には藏所より賣拂ひたる米穀に對し米切手預證を交付するの慣習ありて其切手の効力は今日の預證券と毫も異らざりしがこは只大名のみの事にして一般の商人よりは絶えて米切手に類する預證券に類する預證券をいだすものなかりき兵庫は北國より輸送し來る米穀肥料の集散地にてこれらの問屋海濱に多くの倉庫を建て、所有せしかば其中空庫となりたる分は他人に貸與する慣習なりしが遂に貨物の陸揚を掌る内濱組外濱組十二組の仲仕頭にて倉庫貸渡の事を支配し仲仕頭より預證券をいだすこととなり其預證券によりて金融をつくる慣習なりきといふこの他物集散の港には多少貸庫をなすものありしかど兵庫の如く預證券をいだすものなかりきとぞ

維新後久しく完全なる倉庫業を起すものなかりしが偶梅浦精一、朝吹英二、原善三郎等既に銀行の業各地に起りしかども手形の通流圓滑ならざるを嘆し倉庫會社をたて其預證券を流通せしむることを企て明治十五年十一月倉庫會社資本金六并に均融會社を東京深川佐賀町に設立したりこれを我邦における倉庫會社の濫觴とすこの兩會社は同じ株主によりて設立せられたるもの故素より異名同體のものに過ぎざりきこの會社は本店の外支店を横濱におきしが本店は米穀肥料を保管せしかども別に倉

庫を設けず問屋の倉庫を借入れ検査したる上鍵を預りて預證券を渡し問屋はこの預證券を均融會社へ持ゆきて金員を借入るゝ仕組なりき均融會社はこの預證券を特約の銀行に送りて再割引せしといふ又横濱支店は同地の倉庫を借入れ専ら生系の保管をなし横濱市中の銀行にて金融をつけしかば大に生系業者にとりしは便利なりきとぞ然るに株主中常に利害を異にするものありてつひに十八年の末に至り解散せり又これを殆ど同時に大阪においても鴻池一門の人々主唱して中島に在る所の筑前庫八棟を買入れこの外肥後庫井に舊開拓使所屬庫をも借入れたり大阪倉庫會社資本金貳拾萬圓并に融通會社資本金拾萬圓を起せり其組織全く東京の倉庫會社均融會社の關係と毫も異らざりき十六年五月十日中島に二丁目において開業せしがこれと同時に大津、兵庫にも支店を置きしといふ兵庫支店の倉庫部は同地の豪商北風正造の名義にて取扱れしが明治十八年の末北風正造の手代某不正のことをなしてつひにこの支店を廢することになりしとぞ融通會社は二十年十一月に至り資本金を増加して大阪共立銀行となれりこれよりさき明治十二年十月上山惟清、種田誠一等五代友厚に謀り神戸埠頭に一大棧橋を架し倉庫を設けて貨物の保管をなさんと企てしが政府においても豫ねて希望せし事とて其願意を容れ十四年一月ことに内務省雇技師和蘭人ヨ、ハ、デレーケを神戸に遣して實地測量せしめられしが十五年五月二日いよく内務省并に大藏省の允准を得しかば營業年限九商五年更に五代友厚、藤田傳三郎、住友吉左衛門、三井元之助、鴻池善右衛門等二十名發起人となり拾六萬圓の資本金を募りこの年十一月棧橋税及荷物揚卸手数料倉敷料等の見込書を作り居留

地商業會議所へ提出して外商の承諾を求め十六年架橋に従事し明くる十七年十一月に至り竣工せしかば長さ四百九十二呎六吋幅四十二呎二十二年八月更に九十三呎四吋を延長せりこの月十五日開業の式を擧ぐ明くる十六日はめて英國ビーオー會社汽船チベツト號來りて繋ぎしといふこれを神戸における倉庫事業の始めとす三十二年より一般の商品をも取扱ひ預證券を發行することとなりこれにつぎて十八年六月滋賀縣大津において大津倉庫會社資本金五萬圓を起せり二十年七月資本金を拾萬圓に増し二十五年一月近江倉庫會社と改稱せりこの倉庫會社も大津湖畔に在る所の舊大名の倉庫を利用せしものなりきとぞ東京も倉庫會社の解散せし以來倉庫事業を企つるものなかりしが二十年四月岩崎一門の人々川田、肥田、莊三菱會社の所有せし倉庫の深川に散在するものをもて十八年三菱共同合併後深川の清住、小松、一色あたり深川小松町に東京倉庫會社資本金五萬圓を起し三菱爲換店と連絡を通じて金融をつけしといふ其後大阪二十五年兵庫二十八年に支店を置き専ら貨物の保管拜に貸庫の事業を営みて完全なる倉庫會社となれり又この年二十五年五月京都において田中源太郎、中村榮助、川勝光之助等發起人となり京都府より下京區第三十組東鹽小路町の倉庫十八棟八百四十六坪餘を買入れ七條米商會所と米穀の受渡に關する契約を結び京都倉庫會社資本金五萬圓を起せり二十二年に至り東京倉庫社につぎて深川黒江町に東京米穀倉庫會社資本金貳拾五萬圓この會社は中村道太、小川爲次郎等の發起にて東京米商會所受渡米并に一般の商品を保管し預證券を發行して其受渡を便利ならしむる工夫にて預證券に對し自ら金員をも貸渡しこの會社にては甲乙二種の預證券を發行せり甲は普通の預證券にて三箇月以内の期限にて出替することなれども乙は米商會所を受渡に其預證券を以て現

米同様に受授せしむる爲に發行するものなり故にこの預證券ら發行を望む場合には米商會所の検査をなすと同様の方法にて検査し其米穀に關し定めたる性質を悉く預證券に記載し受渡の場合には再び検査することなく受授せしむるなり其證券に記載せる性質の有効期限は其検査の月によりて區別あり即夏期の検査の分は一箇月以内十月以後の分は三箇月以内有効なり又この年十月兵庫において川西清兵衛等石油倉庫會社を起せり資本金拾五萬圓後増加して五拾萬圓とせりこれよりさき兵庫市中一般に石油を貯藏して憚らざる有様なりしかば神戸商業會議所において大に其危険なることを論せしが其後兵庫縣においても種々工夫せらるゝをりから石油貯藏所設立の計畫ありしかば石油貯藏規則を發布して暗に其事業を助けられきよりて地を和田岬にトし堅牢なる煉瓦倉庫を建築せしが二十七年和田倉庫會社と改稱して一般の商品を保管し預證券をもいたすことゝなれりこの會社は三十年十月に至り會社の全財産を三菱會社に譲渡して解散せりサミユルサミユル商會の石油タンク船を和田岬に廻し石油倉庫會社の敷地内にある石油タンクに陸揚せんとするも開港區域外なるを以て允出なかりしか川西清兵衛種々盡力せし結果つひに二十五年九月兵庫灣を開港區域内とするの公布ありたりかくの如く十五年より二十六年まで凡十二年間は倉庫會社を起すも少かりしが二十七二十八戰役後二十九年に至り俄に殆ど三十の倉庫會社を見るに至れりされど其中規模の大なるは神戸の日本貿易倉庫會社二十九二年二月五拾萬圓 福岡縣門司の九州倉庫會社 二十九八月設 立資本金百萬圓に過ぎす其他は大むね小資本のもののみなりき三十年三月法律十 五號 保税倉庫法を發布せらるゝや神戸棧橋會社の如きは他に卒先してこの年三十九月大藏省の允准を得十月二十日より私設保税倉庫の事業をも營むことゝなれり

第六十八章 條約改正 内地貿易

初め舊幕府は安政以來北米合衆國、露西亞、和蘭、大不列顛、佛蘭西、葡萄牙、普魯士、瑞西、白耳義、伊太利、丁抹の十一國と條約を結びて横濱、神戸、長崎、新潟、函館の五港を開きしが維新開國以來更に西班牙、瑞典諾威、獨逸北部聯邦、澳地利洪喝利、清、布哇、秘魯、韓、墨西哥、伯刺西爾、暹邏、知利等と條約を結びしも大むね安政の條約を基礎として結びたるものゆゑ不完全なる條約なりきされば稅權回復の如き治外法權撤去の如き改正を要するもの多かりしがことに明治五年七月以後は安政條約の改正期限なれば官民ともにこの機を逸せずして條約改正の目的を達せんことを企望せしかば政府においてもいよゝ大使派遣の事に決し四年十一月十日右大臣岩倉具視を遣歐米特命全權大使とし參議木戸孝允、大藏卿大久保利道、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尙芳を副使として宮内、司法、兵部、大藏、文部、工部より各理事官を遣し歐米の文物制度を視察せしむこの一行總て四十八人北米合衆國、英古利、佛蘭西、西班牙、葡萄牙、白耳義、和蘭、獨逸、露西亞、丁抹、瑞典、伊太利、埃地利の十三國へ遣さる五年九月十日歸朝これもとより尋常一様の禮聘諮問にあらずしてその實は條約改正の端緒を開かしめむとの考なりしが北米合衆國に至りゆゑありて條約改正談判の事をやめ單に禮聘諮問にとどめしむることゝなれりその後政府は十一月外務卿寺嶋宗則

をして東京駐在の各國公使と改正談判を開かしめらるる北米合衆國政府第一これに應じて改正條約を締結せしかど^{十一月七日}月公布 我輸入税目の改正に付英國公使パークス等異議を唱へてきかずつひに米國との條約すら其第十條の規定により他國との條約ならざるため實行の運に至らずしてやみぬ十三年外務部主任大隈重信井上馨等税法二權の幾分を回復する目的にて聯合會議を開き頗る秘密に交渉せしか端なくも和蘭公使の手より漏泄して横濱ヘラルド新聞に掲げられゆくりなくもまたこゝに頓挫を來しぬ明くる十四年大隈重信官を罷め十五年井上馨外務卿となり各國公使の同意を得て豫議會議を開きつゞいて十九年五月始めて外務省に各國公使を集めて第一回の會議を開き二十年四月二十八日に移るや勝安芳ポアンナード等の條約改正中止の建白いつづいて七月二十日農商務大臣谷干城參内して條約改正案に關する意見書を上りつひに冠を掛くるに至れりこれより條約改正を論ずるもの一層激しくなりぬ^{外國法官任用、外國土地所有權}こゝにおいて二十九回を開きしのみにて諸法律成定まで延期することとなり井上馨官を去れり二十一年二月大隈重信代りて外務大臣となるや所謂強硬政略をとり現行條約を狹義に解釋してこれを勵行します外國人に諸種の不便を感せしめ外國人より自ら進みて條約改正を促し來らしめんとせりされば最惠國條款の解釋の如きも甲國若し日本において或讓與をなし特種の權利を得たる場合に乙國も亦この利益に均霑せんとせば甲國と同一の讓歩をなさざるべからずとなしこれを列國に通告し又

外人の内地旅行に關する規定を勵行する等一方において峻嚴なる手段をとり他方においては從來の各國聯合談判を改めて明治十一年寺島宗則のとりし政略により國別談判を開くこととし二十一年十二月下旬北米合衆國と談判を開き^{二十二年二月調印}二十二年新に墨西哥國と對等の條約を締結し勢に乗して更に歐州各國との條約改正に着手せしが條約中外國法官任用^{領事裁判權を撤去し爾後五箇年間大審院に外國人を入れて法官とする事}外國人土地所有權の事あるをもてまた異論を唱ふるもの多くつひに中止となり大隈重信も亦兇徒の爲に其一脚を失ひぬされどもこれより條約改正の事大に歩武を進めたりといふ其後青木周造榎本武揚等外務大臣となりて絶えず改正談判をなしたるも其功を奏せざりしが陸奥宗光の外務大臣となるや其後をつぎまづ英國より着手することに決し伯林駐在の青木公使に訓令して英國政府と談判を開かしめつひに二十七年七月十六日英國と新條約を調印しこの月二十七日公布せらるつひて十一月米國との條約なり十二年伊國との調印もすみしが二十八年より三十年十二年に至るまで條約を改正せしもの凡十二國合計すべて十五國との舊條約は悉く改正せられたり三十年三月^{法律十號}關稅定率法^{輸出全廢}を定めこれと同時に保稅倉庫法^{三十年三月法律十五號}を定めて公布せらる條約改正もひにつ三十二年七月十七日及八月四日^{佛英}を以て實施せらるることとなりこゝにおいて維新開國以來官民の翹望せし治外法權を撤去し外國人居留地の制を廢して内地雜居を許し諸外國人をして我法權の下に服従せしむることとなりぬこれよりさき舊幕府におい

て横濱 横濱港は武蔵國久良岐郡横濱村、横濱新田、太田屋新田、野毛浦、戸部村、吉田新田、田太田村、平沼新田、石川中村、北方村、根岸村、本牧本郷村の十二村よりなれり 神戸 神戸港は攝津國八部郡神戸村、二長崎 文久三年和蘭人の出嶋を以て一般外國人の居留地に定めらる。明治元年六月唐人屋敷火災後二年頃までは支那人諸所に居住せしが其新開地大浦等の居留地へ移れり唐人屋敷は六年二月森伊三次へ全部拂下となれり 新潟 新潟港は越前に在り古名船江津舊幕府の直轄地にて 函館 函館港は北海道渡島國龜田郡にあり古名館と稱せし地にて元松前東四十町南北二十七町の一市街なり 函館 家の領なりしが安政以來幕府の直轄地となし奉行をおきし所なり 開の五港をくや外國人居留地によりて商館を構ふ我賣込商人これを屋敷と稱し彼等がいふまゝに柔訓せしかばつひに彼等は種々の惡慣習をつくり我商權を蹂躪して我商業を左右せしが十四五年に至り我賣込商人の如きも漸々其非を了り商權の回復に注意することゝはなれり例へば横濱生糸取引における貫々料の如き神戸の燐寸取引における五厘金の如き類なりこゝにおいて横濱の如きは澁澤喜作、馬越恭平、朝吹英二、茂木惣兵衛、原善三郎、梅浦精一等明治十四年九月横濱本町六丁目生糸聯合荷預所を設立し生糸取引の弊風を矯正せんことを圖れりこれよりさき外國商人は賣込問屋を廻り生糸の見本に尙いて直段を取極め直に己が商館附屬の倉庫へ入れさせ生糸の善惡を検査即并し始めて本取引となれることに代價を拂はずして自己の倉庫へ引入れさせ一片の證書をも交付せざるの一事にても既に尋常商業の正道に適せざるを證するに足れり加之本國の氣配を測り投機的に生糸を買入れんとするもの多けれ大抵生糸を引入れさせたる後數日間乃至十日間以上も故らに検査をなさずして本國の報道如何を待て氣配よろしければ検査をすまして買入るゝももし氣配悪しき報道なれば検査の時わざと荷物に種々の非

難をつけてべけとなすを常とす甚しきに至りては本國電信の報道悪しきとて斷然べけにすることあり又現に五百圓の買入をなさんとするに八百圓の品を引入させ一時外國銀行へ對し融通をつけ事濟みたる後破約して差戻すことあり其引込持歸の運賃等皆荷主の失費となり外國商人は毫も其損失を負擔することなし又斤量掛改貫の如きも其風袋は各商館において製造し置き薄地の金中 實量半斤六十内外なるを七分五厘九十 或は一斤百二と定むるを以て目のあたり一秤に付三十目乃至六十目の差を生ずるが如く種々の手段を施して利益を壟斷せしといふされば彼外國商人等は生糸聯合荷預所の設立をきゝ同盟一致して取引を中止せしかば米國公使兩者の間に周旋しこの年十四 十一月中央市場を設置する約束にて生糸聯合荷預所を解散して全く和解成りしがこれが爲やゝ生糸取引を改良せしとぞ居留地外人商人が我商權を蹂躪すること大むねかくの如きものなりと知るべし

五港并に大阪開市場 明治元年六月大阪外國人居留地約定書を定め明くる二年四月大阪開港規則を定めらる の外明治十六年十二月十四號 朝鮮貿易の爲嚴原下關、博多の三港に限り本邦人所有の船舶出入及貨物積卸を許されしが二十二年七月法律二 特別輸出港規則を發布せられつゝいてこの年八月十一月の兩度に施行細則を發布せらる即米、麥、麥粉、石炭硫黃の五品を海外へ輸出する爲四日市、下關、博多、門司、口津、三角、伏木、小樽を特別輸出港に定めらる其後佐須奈、鹿見二十三 北海道釧路二十四 の三港を特別輸出に加へらる二十六年三月法律

て横濱 横濱港は武蔵國久良岐郡横濱村、横濱新田、太田屋新田、野毛浦、戸部村、吉田新田、田太田村、平沼新田、石川中村、北方村、根岸村、本牧本郷村の十二村よりなり 神戸 神戸港は摂津國八部郡神戸村、二長崎 文久三年和蘭人の出嶋を以て一般外國人の居留地に定めらる。明治元年六月唐人屋敷火災後二年頃までは支那人諸所に居住せしが其新開地大浦等の居留地へ移れり唐人屋敷は六年二月森伊三次へ全部拂下となれり 新潟 新潟港は越前に在り古名船江津舊幕府の直轄地にて 函館 函館港は北海道渡島國龜田郡にあり古名館と稱せし地にて元松前東西十町南北二十七町の一市街なり 函館 家の領なりしが安政以來幕府の直轄地となし奉行をおきし所なり 開の五港をくや外國人居留地によりて商館を構ふ我賣込商人これを屋敷と稱し彼等がいふまゝに柔訓せしかばつひに彼等は種々の惡慣習をつくり我商權を蹂躪して我商業を左右せしが十四五年に至り我賣込商人の如きも漸々其非を了り商權の回復に注意することゝはなれり例へば横濱生糸取引における貫々料の如き神戸の燐寸取引における五厘金の如き類なりことゝにおいて横濱の如きは濫澤喜作、馬越恭平、朝吹英二、茂木惣兵衛、原善三郎、梅浦精一等明治十四年九月横濱本町六丁目に生糸聯合荷預所を設立生糸取引の弊風を矯正せんことを圖れりこれよりさき外國商人は賣込問屋を廻り生糸の見本に尙いて直段を取極め直に己が商館附屬の倉庫へ入れさせ生糸の善惡を検査 即拜 し始めて本取引となれることに代價を拂はずして自己の倉庫へ引入れさせ一片の證書をも交付せざるの一事にても既に尋常商業の正道に適せざるを證するに足れり加之本國の氣配を測り投機的に生糸を買入れんとするもの多ければ大抵生糸を引入れさせたる後數日間乃至十日間以上も故らに検査をなさずして本國の報道如何を待ち氣配よろしければ検査をすまして買入るゝももし氣配悪しき報道なれば検査の時わざと荷物に種々の非

難をつけてべけとなすを常とす甚しきに至りては本國電信の報道惡しきとて斷然べけにすることあり又現に五百圓の買入をなさんとするに八百圓の品を引入させ一時外國銀行へ對し融通をつけ事済みたる後破約して差戻すことあり其引込持歸の運賃等皆荷主の失費となり外國商人は毫も其損失を負擔することなし又斤量掛改 貫 の如きも其風袋は各商館において製造し置き 薄地の金巾 實量半斤 六十内外なるを七分五厘 九十 或は一斤 百二 と定むるを以て目のあたり一秤に付三十目乃至六十目の差を生ずるが如く種々の手段を施して利益を壟斷せしといふされば彼外國商人等は生糸聯合荷預所の設立をきゝ同盟一致して取引を中止せしかば米國公使兩者の間に周旋しこの年 十四 十一月中央市場を設置する約束にて生糸聯合荷預所を解散して全く和解成りしがこれが爲やゝ生糸取引を改良せしとぞ居留地外人商人が我商權を蹂躪すること大むねかくの如きものなりと知るべし

五港并に大阪開市場 明治元年六月大阪外國人居留地約定書を定め明くる二年四月大阪開港規則を定めらる の外明治十六年十二月 十四號 朝鮮貿易の爲嚴原下關、博多の三港に限り本邦人所有の船舶出入及貨物積卸を許されしが二十二年七月 法律二 特別輸出港規則を發布せられつゝいてこの年八月十一月の兩度に施行細則を發布せらる即米、麥、麥粉、石炭硫黃の五品を海外へ輸出する爲四日市、下關、博多、門司、口津、三角、伏木、小樽を特別輸出港に定めらる其後佐須奈、鹿見 二十三 北海道釧路 二十四 の三港を特別輸出に加へらる二十六年三月 法律十三

號 露領浦鹽斯德及朝鮮貿易のため宮津を特別輸出港となし又明くる二十七年五月^{法律二號} 露領沿海薩哈連島及朝鮮貿易の爲伏木、小樽を又清國貿易の爲那覇^{琉球}を特別輸出港となされき更に二十九年十月^{勅令三百十六號} 外國貿易のため博多、唐津、口津、敦賀、濱田を特別輸出港に定めらるる三十一年六月^{法律七號} 米、麥、麥粉、石炭、硫黃の外大藏大臣は物品の種類を指定し特別輸出港より輸出を許さるることゝなれりこゝにおいてこの年七月^{法律七號} 木炭、セメント、硫酸、滿庵礦、晒粉の輸出を許さるる三十二年七月^{勅令三百四十四號} 清水^{駿河武豊尾張四日市勢門司前博多筑前唐津肥前口津筑後嚴原馬佐須奈馬鹿見對下關長那覇琉球濱田石境伯宮津} 丹敦賀^{越七尾能登伏木越小樽後釧路室蘭} の二十二渡を開港場となしぬ其後三十二年十二月^{勅令四百六十號} 絲崎を加へらるればこの二十二港に從來の六港を加へて二十九港となれりこの中室蘭のみは麥、石炭、硫黃其他は大藏大臣の指定したる物品の輸出に限りこれをなすことを得るものにして其他の各港においては滿二年間の輸出入貨物の價格五萬圓に達せざるときはこれを閉鎖すべく其時期は三箇月前大藏大臣より公告するものと規定せらるるこの外二十八年新版圖に入りし臺灣にも二十九年一月以來現行條約實施の旨を宣言し現に淡水、安平、基隆、打狗、舊港、後壠、梧棲、鹿港、東石、媽宮、東港、蘇澳の十二港において貿易に従事することなるが其貿易高一年貳千九百七拾萬圓の上に達せり^{三十一年度の輸出千貳百八拾貳萬七千八拾圓輸入千六百八拾七萬九千八百八拾圓なり}

輸出入總額表

(×ハ輸出超過)

年次	物		元	價
	輸 出	輸 入		
三十一年	一八、〇六七、七二〇	三四、六三九、〇四八	五三、七〇七、一三三	一六〇、五七一、六八五
三十年	一七、八七五、四九七	二七、四一七、〇五三	四五、二〇六、〇〇〇	九六、二九五、〇〇六
二十九年	一三、一、二六、六五〇	一八、七七八、九七四	三九、八四五、六五五	五七、五九一、三三三
二十八年	一三、七四四、六七	一三、八七五、二九五	二七、六二〇、九二二	一一、五〇六、七八
二十七年	一一、三、七〇八、五八七	一一、二、四四五、五九四	二二、四、九五四、一八一	七、五三七、〇〇七
二十六年	九、〇、四三三、二六	八、九、四三〇、八二二	一七、九、八六五、〇四七	一、〇〇三、四〇五
二十五年	九、一、九九、四六六	七、五、九八二、三〇〇	一六、七、一八一、七六六	一、五、二七二、六六
二十四年	七、九、六二二、三五六	六、三、八七三、一七〇	一四、三、四九四、五三六	一、五、七四八、一九六
二十三年	五、七、〇三三、五七六	八、一、八八〇、三二六	一三、八、五八三、九〇二	二、五、一七六、七五〇
二十二年	七、〇、一〇三、六五一	六、六、二、四、九〇五	一三、六、四七八、五五六	三、九、二八七、四六

第六十九章 東洋貿易

維新の初朝廷修信使を韓國に遣されしに其書中皇勅の文字ありしため拒みて受けずついで又使を遣し修好を勧め給ひしかど受けざりきこゝにおいて外務大丞丸山作樂陰に徒を結び兵を募り韓國を襲撃せんことを謀り事露れて修身禁獄に處せらる後赦又使を遣し對馬の欠負を償ひ貿易船を罷むることを報し漂民を送還せしめらる韓國漂民のみをうけて其他の事を拒めり朝野其無禮を憤り征韓論起れり其局つひに明治五年十月參議西郷隆盛、副島種臣、後藤象次郎、板垣退助、江藤新平等官を去り物情恟々たり七年征韓黨亂を佐賀に起す韓國の我使聘を拒絶せしは舊東萊府官の所爲たる事明になりしかば更に外務官を遣し書契改作の約をなさしめしも偶征韓論起りし爲決せさりしが八年に至り再び使を遣しに彼忽先約を變じて細故を論じついに要領を得ずして還りぬ既に我雲揚艦朝鮮海を過ぎ清國牛莊に赴かんとして江華島に上陸し薪水を取るや彼の各兵急に砲撃をはじむよりてこれに應戦して其砲臺を抜き其城を焚きたりこゝにおいて九年二月參議兼陸軍中將黒田清隆を全權辨理大臣となし議官井上馨を副使となして韓國に遣し修好を議し且砲撃の事を判理せしめらる黒田清隆江華府に至り其判中樞府事申徳、都總府副總管尹滋慶と論難しつひに修好條規を交換し九年二月二十六日江華府調印三月二十日批准同日公布朝鮮を認めて自主國となし併せ

て議政府の謝状をとり三月歸朝す韓國禮曹參議金綺秀を修信使となし來聘せしむよりて従前の慣例及歲遣船を廢し改めて釜山革梁項を兩國人民の通商地となし別に京圻、忠清、全羅、慶尙、咸鏡五道中にて二港を撰びて貿易港となすことを約せり九年八月二十四日理事官外務大丞宮本小一日本國人民貿易規則を議定し且韓國政府より草梁項日本公館に設けおきし各門、設門を撤去しこれにかふるに木標をもてせしむ十三年二月釜山に領事館をおき十四年八月元山津を開かむし蓋し十二年七月辨理公使花房義質の豫約によれり十五年八月修好條規續約を議定し十五年十月批准十一月十日公布ついで十六年七月海關稅目を議定せられしがつひにこの年十六年九月仁川を開かしめ且揚花鎮を開市場となすことを約せらる十一月十日公布三十年十月鎮南浦、木浦を開かしめついで三十二年三月二十四日公布馬山浦慶尙道郡山浦全羅道城津浦キョクシヤクを開かしめられしがこれと同時に平壤をも開市場となさしめらる京城に公使館を置き釜山、馬山、仁川、木浦、元山、鎮南浦等に領事館をおき群山、城津、平壤に分館をおきて我居留人民を保護せらる今は韓國に居留する我邦の人民壹萬五千參百四人にて其中商業に従事するもの八千人餘あり我邦より輸出する所の綿織絲、燐寸、絹織物、陶磁器等五百八拾四萬四千參百參拾貳圓にして彼より我邦へ輸入する米、豆其他にて四百七拾九萬六千參拾貳圓なり朝鮮貿易は輸出入とも全く我邦商人の手にて支配し曾て朝鮮人の取引に従事するものなし

舊幕府の外國と條約を結ぶや清國との交一時中絶せしが此際清國人は却て唐人屋敷の制限を解かれたるを喜び各地の開港場に雜居して種々の商業に従事せしかばつひに幕府は慶應の末其取締法を設くるに至れり維新の初各國局外中立をなすも清國商船陰に兵器を賊に賣るものありきよりて公使に通牒して清國人の不開港場に入るを嚴禁す三年八月清國人我邦の童男女を騙買せんと欲するものありしかば地方官に令してこれを嚴制せしめ條約未濟國人の犯禁は國法によりて處する律を定め明くる四年伊達宗城を全權大臣となし清國に赴き條約を結ばしむ六月秘魯國船清國人二百餘人を瑪港に強買して横濱を過ぐ清國人脱して英船に投じ救解を求む外務卿副島種臣これをき、秘魯人の船を沒收して清國人を放還す六年三月副島種臣を全權大臣となし清國に遣し始めて條約を交換し上海口江蘇松江鎮江口 府丹徒縣 寧波口浙江寧波 府鎮海縣 九江口江西九江 府德化縣 漢江口湖北漢陽 府漢陽縣 天津口直隸天津 府天津縣 牛莊口奉天府 府遼寧縣 芝罘口山東登州 府芝罘縣 廣州口廣東廣州 府南海縣 汕頭口廣東潮州 府潮陽縣 瓊州口廣東瓊州 府瓊山縣 福州口福建福州 府福州府 廈門口福建泉州 府廈門府 臺灣口福建臺灣 府臺灣府 淡水口福建臺灣 府淡水縣 の十五港におい通商貿易をなすこととなれりこれと同時に臺灣の事件琉球藩民并に小山縣民棄海を提出せしに清國化外をもて答へたりこゝにおいて朝野の間に征臺の論起るつひに廟議征臺に決し七年四月陸軍中將西郷從道を都督となし長崎より艦船を發し臺灣を征せしむ清國我征臺の舉をき、異論を唱ふ八月大久保利通全權辦理大臣となり清國に赴き總理衙門諸大臣と論辯して被害民撫恤銀拾萬兩臺灣修道建房費四拾萬兩五拾萬兩は我六拾七萬

千六百五拾圓 を償ひ島民をして害を航客に加へざることを約すよりて征臺の軍を班へさしむ其後清國との關係は平和にして無事なりしが韓國獨立の件よりして端なくも戰爭を開きつひに二十七八年の戰役とはなりぬこゝにおいて清國との條約は一時消滅したりしかど二十八年五月十日欽差頭等全權大臣李鴻章欽差全權大臣李經方等清國の媾和使となりて下關に來り我全權辦理大臣伊藤博文陸奥宗光と媾和條約を締結せしが其大要は韓國の獨立自主を確認する事遼東半島臺灣全島及其附屬島嶼澎湖列島を永久我邦に割讓する事軍費賠償として庫平銀貳億兩を仕拂ふべき事等なりきこの外清國において各外國に向ひて開き居る所の各貿易港の外に商業住居工業及製造業の爲に湖北省荊州府沙市、四川省重慶府、江蘇省蘇州府、浙江省杭州府を開かしめ且旅客及貨物運送の爲 子江上流湖北省宜昌より四川省重慶に至る航路及上海より吳淞江及運河に入り蘇州杭州に至る航路を開かしむ其後二十九年七月二十一日清國北京において我全權公使林董をして通商航海條約を締結せしめらる十月二十八日公布又この年九月十月日本專有居留地の事を議定せしめられつひに上海、厦門、漢口に設くることを約せり我政府は上海、天津、牛莊、芝罘、漢口、杭州、蘇州、沙市、重慶、厦門、福州に領事をおきて我居留人を保護せらるゝことなるが清國に居留する我商八千七百七十六人清國には三井物産會社十九年十一月上海に支店を置き二十六年五月上海に支店をおき其後三十三年八月天津に支店をおきが又を初め支店、出張所を置くもの多し清國は我邦にとりても一大貿易地にし

て一年の總輸出貳千九百拾九萬參千七百七拾五圓總輸入參千五拾貳萬參千八百六拾壹圓なり 千八百九十八年即我明治三十一年の調によれば清國の貿易高は輸出壹億五千九百參萬七千四百九兩にし、輸入貳億九百五拾七萬九千參百參拾四兩〇但し一海關兩は我壹億四拾錢弱 さて其輸出は綿織絲、海産物、燐寸、銅等を專とし其輸入は米、綵絹、豆、砂糖等を專とす

暹羅は豊臣氏時代より徳川氏の初に亘りて我邦商人の彼邦に渡海するもの多くつひに日本町をたて、武威を輝せし地にして寛永鎖港以來も支那貿易船中所謂奧港と唱ふるものにして毎年長崎に來り唐人屋敷にて貿易せしかど徳川氏の末に至り出島唐人屋敷の廢せられたると共に久しく貿易絶えたりしかば明治八年使を遣して暹羅の風土を視察せしめられしも別に通商條約を締結することなく其儘なりしが漸く三十一年二月盤谷において通商條約を結びつひに訂盟國となれり昔は日本町をたて、八百人以上も常に駐在せしに今は盤谷に駐在する我邦の商人は僅に二十餘人に過ぎず一年の總輸出四萬千七百貳拾圓總輸入四百拾七萬參千六百拾圓にして輸出は雜貨輸入は米、木材等なり

近年北清貿易や、開けたるも我邦の東洋貿易は上海以南即香港を中心として英佛領印度に亘りて盛行はれ魯領亞細亞 浦鹽斯德、哥爾薩、薩哈連嶋 貿易の如きは輸出入を併せて參百萬圓に過ぎず 浦鹽斯德、哥爾薩に領事館を置く 香港は東洋貿易の集散地にして我邦より輸出する所の石炭、荒銅、熟銅、燐寸、米、錫、樟腦、木蠟、陶磁器、麥稈、真田、椎茸、寒天、花莖、扇子の類參千四百拾七萬參千八百九十貳圓にして清國全土へ輸出するもの

、上にいづ 清國は二千五百十九萬三千七百七十五圓 又彼土より我邦へ輸入するものは砂糖類にして殆ど輸出價格の半強に當れり 千五百九十萬四千四百六十七圓 つぎに英佛領印度も我邦の貿易地にして常に米、綵絹、乾藍、牛皮等を輸入し其價格六千七百四拾參萬貳千六百圓餘に上れり 英領印度四千七拾六萬四千二百四拾五圓佛領印度貳千六百六拾六萬八千四百四拾四圓 さはいへ我邦よりも燐寸、石炭、陶磁器、雜貨の類を年々六百貳拾四萬五千八百圓餘を輸出せり 英領印度へ六千四百參十四萬四千五百圓佛領印度へ拾壹萬千四百貳拾壹圓 我政府はこれら貿易に従事する商人を保護する爲香港、新嘉坡、マニラ、孟買等に領事館をおかる又香港、新嘉坡、孟買等には三井物産會社 十一年一月香港に支店をおき二十四年五月新嘉坡に支店をおき 正金銀行 二十七年十二月孟買に支店をおき 其他の支店出張所あり海路の航通は孟買より浦鹽斯德に至るまで我日本郵船會社、大阪商船會社の定期航海船ありて脈絡相通せり

清國輸出入品價額對照表

年	度	輸 出	輸 入
六	年	四、七八六、〇〇六	九、八八一、五三二
七	年	三、六五五、〇一〇	八、六六五、七一五
八	年	四、一八六、五五〇	八、二〇〇、三八二

二	二	二	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	九
十	十		十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	
二	一												
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

四、七六四、〇五三	五、〇一五、九二八	六、五五一、八六七	五、九八二、三二六	六、三二〇、五七二	六、三〇二、〇一二	五、七一一、六四一	五、九二八、九七七	六、五五一、二七一	八、二四二、八三六	九、五九四、九〇七	一〇、九七〇、〇四三	一一、四二六、七一四	五、四四二、五〇七
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	-----------

七、四七二、〇五四	五、六七四、五四〇	四、七八四、一九三	五、八六五、三四九	五、八四六、二二七	五、五〇三、四四四	六、五五三、二〇一	五、七六八、二二六	七、〇一九、九九六	六、三四二、一九七	七、一二三、八五一	七、九八五、八二〇	一〇、三六〇、一三四	九、一九九、六九八
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------

英領香港輸出入品價額對照表

三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
一	十	九	八	七	六	五	四	三					
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
五、二二七、四九五	五、八二五、八五一	六、三五八、八五九	七、七二四、四二〇	八、八一三、九八七	九、一三五、一〇九	一三、八二三、八四四	二一、三二五、〇六六	二九、一九三、一七五	八、八四九、六八五	八、七九八、四二八	一二、五〇九、四一〇	一七、〇九五、九七四	一七、五一、五〇六
二二、九八五、一四四	二一、三四四、五二一	二九、二六五、八四五	三〇、五二三、八六一										

年	度	輸	出	輸	入
二	十	二	七、三三七、八九六		四、一〇三、七〇二

近并に紐育各地なり我政府はこれら商人を保護する爲紐育六年二月桑港六年二月タコマ二十七年シヤトル三十
二年分シカゴ三十年に領事館を置きこの外フキラテルフキヤ并にニュー米國には正金銀行十三年八月紐育に出張
館設置年六月桑港に支店を設けたり三井物産會社支店出張店を設けおくもの多しことに日本郵船會社は二十
九年八月より横濱シエトル間の定期航路を開き大北鐵道會社と海陸の連絡をつけて大に利益を與へし
が又東洋汽船會社も三十一年より横濱桑港間の定期航路を開きて少なからざる利益を與へしとぞ嘉永
六年米國の使節マツゼウ、カルブレズ、ベルリ來り其後安政四年五月二十六日伊豆の下田において通
商條約に調印せしより殆ど四十四年にしてかくの如き進歩を見るに至れり米國も千八百九十七年ウイ
リアム、マツキンレイ選はれて大統領となるやまづ關稅を改正し千八百九十七年七月即我明治三十
年七月法律として公布せられたりついでモ
ンロウ Monroe 主義セームス、モンロウは千八百十七年大を變じて漸く版圖擴張の主義をとることゝはなりぬ
こゝにおいてつひに其結果千八百九十八年八月布哇の合併となり又同じき年十二月比律賓諸島の占有
となれりこれらの土地いづれも我邦と親密の關係を有することゆる日米貿易は益す擴張せらるゝこと
ならんか

維新後に至り布哇、秘露、墨西哥、伯刺西爾、智利等の諸國とも通商條約を結びしが中にも布哇の如
きは他に先ちて明治四年七月條約を結びし國にてことにカラカハ王の如きは十四年三月四日五日入京十
六日退京

宮内卿ジョット移民理事官外務卿格アームストロングを従へて我邦に來遊の通商貿易より移民の事な
ど約束して歸られしかば爾來彼土に居留するもの漸々増加し今は三萬四千六百十二人三十一にして其
中商業に従事するものみにても八百八十四人ありといふかくの如く布哇には多數の居留民あること
故我邦よりも十九年四月ホル、府に領事館をおきて保護せらるゝことなるがホル、には正金銀行
二十五年八月を初め支店出張所を置くもの多く且近年は東洋汽船會社の船舶寄港することゝなりしかば我
月支店設置居留民にとりては少からざる便利なりとぞ元來布哇行貿易は常に輸出を專として彼より我邦に輸入す
るものは實に數萬圓に過ぎさりきさて我邦より年々輸出するもの二十六年までは拾九萬七千五百圓餘
なりしが二十七年に至り俄に參拾壹萬參千九百圓餘となれりそれより漸々増加して今は七拾壹萬七千
五百圓餘に達せり布哇につぎて秘露合衆國も亦八年五月六年八月通商條約を結ひしかど貿易振はず輸出
入とも僅に數萬圓に過ぎずついで墨西哥合衆國と二十二年一月二十一年十月通商條約を結びしかば二十四
年八月メキシコ府に領事館をおきしが今は公使館其貿易はこれ亦數萬圓に過ぎずされどもこの國は元西
班牙領にして慶長中彼我の商人往來せし國にて其アカプルコ Acapulco 港の如きは當時彼國第一の貿
易場にして夙に我邦人に知られしことなるが今の墨西哥合衆國は即ち我邦にて濃毘須般と稱せし
Nueva
即新伊新國なりきかくの如く我邦と歴史上の關係淺からざる國柄なれとも其貿易は萎靡して振は
把傳亞の轉訛

すこの他伯刺西爾二十八年十一月調智利三十二年兩合衆國とも通商條約を結びしかど日なほ淺くして貿易の事も亦とかう論ずべきものなしこれら獨立國の外英領亞米利加とは夙に貿易を開き我邦よりも綠茶、花筵、羽二重の類を輸出することなるが其額貳百參拾六萬五千六百圓餘に達せり輸入十五萬六千九百圓餘二十一年十一月晚香坡に領事館をおけり

北米合衆國輸出入品價額對照表

年	度	輸 出	輸 入
六	年	四、二二六、一六二	一、〇一七、七六一
七	年	七、四六四、八四三	一、〇四七、二四九
八	年	六、八九〇、三三二	一、九二〇、三四六
九	年	五、七九七、八二五	一、一二四、八八一
十	年	五、二三二、三二一	一、七三六、七八〇
十	年	五、八四五、〇六八	二、七二七、五八四
十	年	一〇、八七九、〇五三	三、二二二、二七三

十	三	年	一、二、〇四一、一五〇	二、六六九、三三三
十	四	年	一、〇八七、五五六	一、八一六、一九九
十	五	年	一四、二八〇、一九九	三、一三三、六六五
十	六	年	一三、二九三、七五八	三、二三三、〇三二
十	七	年	一三、一三〇、九二三	二、四八九、九六九
十	八	年	一五、六三九、〇〇五	二、七五一、三二〇
十	九	年	一九、九九二、四二九	三、三五八、九八六
二	十	年	二一、五二九、二六六	三、二八三、〇九六
二	十	年	二二、六一八、四八三	五、六四八、七三三
二	十	年	二五、二八二、八七三	六、一四三、一七一
二	十	年	一九、八二一、四三七	六、八七四、五三一
二	十	年	二九、七九五、七五四	六、八四〇、〇四七
二	十	年	三八、六七四、九七一	五、九八八、〇五四
二	十	年	二七、七三九、四五八	六、〇九〇、四〇八

二十七年	四三、三二三、五五七	一〇、九八二、五五八
二十八年	五四、〇二八、九五〇	九、二七六、三六〇
二十九年	三一、五三二、三四一	一六、三七三、四二〇
三十年	五二、四三六、四〇四	二七、〇三〇、五三八
三十一年	四七、三一一、一五五	四〇、〇〇一、〇九七

第七十一章 歐洲貿易

歐羅巴大陸中始めて我邦に交通を開きしは實に葡萄牙にして其後西班牙ついで來りそれより和蘭、英吉利來れりさるを寛永十四年以來宗教上の關係より和蘭、支那を除くの外はすべて來船を禁せしかば永く和蘭人の東印度商會にて利益を占斷せしが嘉永六年米國使節派遣以來端なくも開港の事を承諾せしかばそれより和蘭、露西亞、英吉利、佛蘭西、普魯士、葡萄牙等と通商條約を結びつひに五港を開くにいたりしが我邦と最も舊交ありし葡萄牙、西班牙、和蘭等は幕府が鎖國の主義を取りしより凡百五十年ばかりの間に歐羅巴大陸の大勢一變して其國勢漸く衰へて昔の面影なく英吉利、佛蘭西、露西

亞、普魯士等版圖を拓きて盛に殖民貿易に従事せりことに英吉利の如きは道光廿二年支那より香港を得てこれを自由貿易港となし東洋貿易の樞軸を握るに至れりこれにつぎて佛蘭西も安南、暹羅の地を侵略して東洋に立脚地を建てしが露西亞の如きも屢支那を脅かして黒龍江畔一帶の地を侵略せし以來浦鹽斯德を開きついで明治八年五月我邦と樺太千島交換の約をなしこれよりさき慶應三年三月小出大和守石川駿河守等比特堡において樺太島假規則を結びて歸遂に千島を得て樺太を彼に與ふるや大に市街を開きコルサツツ哥爾薩港を築きなどしてとにかく一商業地とはなしぬかくの如くこの三國東洋に威力を振ひて東洋貿易に従事せしが其後普魯士萬延元年十二月條約締結の獨逸聯邦を組織するや改めて明治二年正月通商條約を結ぶこととなりぬこの國近年著く學術工藝の發達せしため東洋貿易にも大に羽翼を伸し來れりされとも維新前後我邦へ輸入せし物品は全く英吉利、佛蘭西二國のみなりしが近年に至りては英吉利につぎて獨逸第二の地位を占むそれにつぎては佛蘭西、白耳義、瑞西なり其他伊太利、露西亞、埃地利、和蘭、瑞典諾威、西班牙、土耳其、丁抹、葡萄牙等は數拾萬圓に過ぎず其重なる輸入品は英吉利の綿織糸、生金巾、更紗、綿繻子、フランケット、羅紗、毛繻子、鐵塊、板鐵、條鐵、綿天鵝絨、晒金巾、鋼、印刷紙、石炭の類獨逸のフランネル白砂糖、酒精、毛絲、羅紗、アニリンダイス、印刷紙、縮緬吳呂、板鐵、鐵釘の類佛蘭西の縮緬吳呂、白耳義の條鐵、鐵釘、筒鐵、隱玻璃瑞西の懷中時計の類にして我邦輸出品の最も多きは佛蘭西にしてこれにつ

ぎて英吉利、伊太利、獨逸なり其他の國は數拾萬圓に過ぎず其重なる輸出品は佛蘭西へ生絲、熨斗絲、米、屑絲、麥稈眞田、英國へ麥稈眞田、段通、屑絲、手巾、銅、漆器、竹材伊太利へ生絲獨逸へ銅、薄荷腦の類にしてその他は數拾萬圓に過ぎず二十二年總輸出額貳千五百六拾參萬四千八百圓餘なりしが今は^{三十一年}參千四百八拾壹萬圓餘となり總輸入額も二十二年には三千五百拾貳萬參千貳百圓餘なりしが今は壹億四百九拾五萬七千七百圓餘となれり其輸入品超過の著くなりしは二十七八年戰役の後國事膨脹より來りたる結果なりとす我邦工藝品の歐羅巴大陸に紹介せられしは千八百七十三年即ち我明治六年澳地利維府において第五萬國博覽會を開きし時參列して種々の工藝品を出品せしかばこの時より極東帝國の工藝に巧なることを歐洲人に紹介せしが其後千八百七十八年即我明治十一年第七次佛國巴里萬國博覽會の時にも參列して種々の工藝品を出品せしがこの時は略博覽會の主意も分り且出品物にも注意せしかば一層好評を博することを得たりこの二大博覽會によりて歐羅巴大陸において日本品を賞翫するもの著く増加せしといふされば三井物産會社の如きは明治十二年六月支店を倫敦におきしか^{三井物産會社は明治九年七月の創立にして十年十一月上海に支店を置きついで倫敦におけり}正金銀行の如きも亦五月里昂に支店をおきついで十七年十二月倫敦に支店を置きり我直輸出貿易の爲にはこれら支店の設置は大に便益を得たることなるがごとくに二十九年三月より日本郵船會社において歐洲航路を開き橫濱倫敦間を兩所より毎月一回づゝ出帆

することになりしかば一層便益を得ることゝなれり今日歐羅巴大陸に居留する我商人は至て少く倫敦に五十餘人居留する外は極めて少數なりきされども我政府は英吉利の倫敦^{九年四月設置}佛蘭西の里昂^{十七年四月設置}白耳義のアントウエルプ^{三十年七月設置}に領事館をおきこの他商業上必要の場所に名譽領事をおきて我商人を保護せり

英領濠太刺利貿易も近來のことにて明治十六七年のころより橫濱の商人中メルボルンに赴き開店せしかと目的を達せず中途にして廢せしが其後二十三四年の頃三四の商會は同地に赴きて試みしかど常に損失を蒙りて其目的を達するものなかりきこれよりさき兼松房次郎濠太刺利貿易を志し二十年十月自ら彼土に渡航して商況を調査せしがつひに二十三年四月シドニーにおいて開店し米穀雜貨の類を送りて販賣せしも殆ど三年餘損害のみなりきとぞされどもこれが爲毫も其志を屈せず種々苦心して彼土の嗜好を探り其後花蕙、麻段通、麥稈眞田、羽二重、魚油の類を送り彼土より羊毛類を持歸りて利益をことゝなれりされば今は濠太刺利貿易に従事するもの著く増加せしといふことゝにおいて我政府は二十九年三月タウンズヴィルに領事館を置きついで三十年六月シドニーに領事館を置きしが日本郵船會社も二十九年十月以來濠太刺利メルボルン間の定期航路を開くに至れり濠太刺利貿易も二十二年には輸出四拾八萬六千參百九拾圓餘にして輸入貳拾六萬七千圓餘なりしが今は輸出百八拾七萬五千圓餘に

して輸入百四拾萬參千四百圓餘となれり

英佛獨三國輸出入品價額對照表

年 度	國 名	輸 出	輸 入
二十 年	英 吉 利	三、四八七、七二九	一八、九七〇、五四四
	佛 蘭 西	九、五二八、三九六	二、三三三、三四五
	獨 逸	九二一、七二三	四、〇一〇、九一五
二十一 年	英 吉 利	八、七一〇、〇二二	二八、六九三、五六七
	佛 蘭 西	一三、六三六、二五〇	四、一二五、一八九
	獨 逸	一、六一七、五六四	五、二六〇、八九六
二十二 年	英 吉 利	七、六六四、五九九	二六、〇六七、九三四
	佛 蘭 西	一四、二五八、七二六	三、三三四、一六九
	獨 逸	一、六三八、三八三	四、八八七、八九九

二十三 年	英 吉 利	五、六三八、九八〇	二六、六一九、一〇二
	佛 蘭 西	八、三五四、三九四	三、八六九、三三二
	獨 逸	八四六、九二一	六、八五六、九五六
二十四 年	英 吉 利	五、六三三、一三七	一九、九九六、〇五一
	佛 蘭 西	一五、一二〇、〇七五	二、八三四、〇二五
	獨 逸	一、四五六、五九六	五、一二七、四七六
二十五 年	英 吉 利	三、九二一、七五三	二〇、七八九、三三二
	佛 蘭 西	一八、〇九三、六九四	三、六二〇、五〇〇
	獨 逸	九四〇、七八三	六、三七五、〇四八
二十六 年	英 吉 利	四、九九五、九七五	二七、九二九、六二八
	佛 蘭 西	一九、五三一、九七五	三、三〇五、二七七
	獨 逸	一、三八〇、〇四〇	七、三一八、一三四

二十七年	二十八年	二十九年	三十年
英吉利 佛蘭西 獨逸	英吉利 佛蘭西 獨逸	英吉利 佛蘭西 獨逸	英吉利 佛蘭西 獨逸
五、九五〇、一九八 一九、四九八、七七六 一、五一七、五四九	七、八八三、〇九一 二二、〇〇六、三八六 三、三四〇、〇一三	九、〇一二、三九八 一九、〇二七、三八九 二、九七二、一三七 八、四八一、一九六 二六、二一三、六五四	二、二〇七、〇一八
四二、一八九、八七四 四、三四八、〇四八 七、九〇九、五四二	四五、一七二、一一一 五、一八〇、一三五 一二、二三三、一五九	五九、二五一、七八〇 七、六八二、三四七 一七、一八三、九五三 六五、四〇六、二六六 五、一四七、五九二	一八、一四三、二八〇

三十一年
英吉利 佛蘭西 獨逸
七、七八三、六四三 二〇、四九六、四〇七 二、四六九、二四二
六二、七〇七、五七三 六、九七九、九八二 二五、六一〇、九六二

日本商業史

維新後の商業史 終

日本商業史略年表 維新後

年 度	元 年	二 年	三 年	四 年
通 貨 量 度	太 政 官 札 發 行	民 部 省 札 發 行 貨 幣 改 所		新 貨 條 例 發 行 大 藏 省 發 行 證 券 大 坂 開 業
郵 電 便 電 話	驛 遞 規 則	東 京 橫 濱 間 電 線 成 立 通 信 規 則	郵 便 規 則	陸 運 會 社 手 發 行 郵 便 貨 錢 切
鐵 道				
海 運			運 漕 會 社	運 漕 取 扱 所
銀 行		爲 替 會 社		
取 引 所		貿 易 商 社 米 油 限 月 取 引 會 社 津 米 油 會		堂 島 米 會 所 再 興 東 京 商 社
保 險				
倉 庫				
通 商 貿 易		日 獨 通 商 會 社	日 西 通 商 條 約 日 瑞 通 商 條	日 澳 通 商 條 日 大 通 商 條 日 歐 米 全 權 使 派 遣 條

九 年	八 年	七 年	六 年	五 年
度 量 衡 改 正 規 則	貨 幣 條 例 度 量 衡 取 締 止 柄 座 秤 座 廢	內 國 通 運 會 社 郵 便 金 貯 規 則	郵 便 業 書 發 行 米 國 下 郵 便 交 換 條 約 規 則 電 信 取 扱 規 則 郵 便 爲 替 規 則 電 信 條 例	開 拓 使 兌 換 證 券 發 行 新 紙 幣 發 行
局 上 海 二 郵 便 ナ 置 ク				改 正 增 補 郵 便 規 則 馬 助 鄉 廢 止 陸 運 元 會 社
			私 設 鐵 道 ノ 獎 勵	鐵 道 略 則 東 京 橫 濱 間 開 業
津 三 菱 會 社 芝 罌 線 開 始	三 菱 會 社 ト 競 争 起 ル 三 菱 會 社 ト 阿 比 知 會 社 ト 競 争 起 ル 三 菱 會 社 ト 芝 罌 線 開 始	三 菱 會 社 ト 彼 阿 比 知 會 社 ト 競 争 起 ル 三 菱 會 社 ト 芝 罌 線 開 始		日 本 國 郵 便 蒸 氣 船 會 社
行 私 立 三 井 銀 行 改 正 規 則	國 立 銀 行 條 例 改 正 三 井 銀 行 條 例		第 一 國 立 銀 行 開 業	國 立 銀 行 條 例
所 堂 島 米 商 會	米 商 會 條 例 改 正 三 井 銀 行 條 例	米 商 會 條 例 改 正 三 井 銀 行 條 例	株 式 取 引 所 條 例 改 正 中 外 商 業 會 社	
社 三 井 物 產 會	日 韓 通 商 條 約 日 韓 通 商 條 約	日 韓 通 商 條 約	日 清 通 商 條 約 日 清 通 商 條 約	

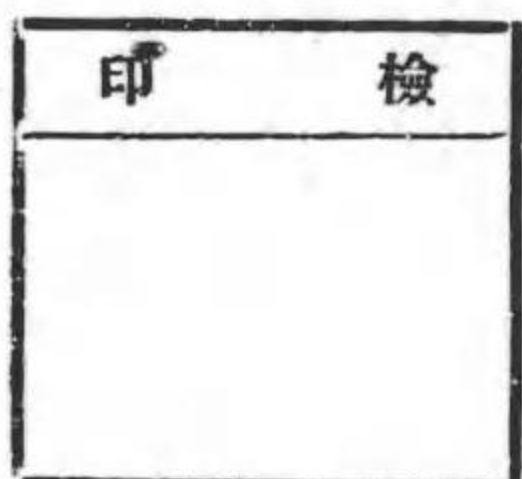
十 四 年	十 三 年	十 二 年	十 一 年	十 年
		行 改 造 紙 幣 發 行	印 刷 局 工 場 電 信 開 業 式 用 貿 易 銀 の 通	
	英 佛 橫 濱 引 拂 出 張 所	入 合 條 約 二 加 萬 國 電 信 聯 合 條 約 二 加 結 交 條 約 二 加 香 港 郵 便 爲 替 長		萬 國 聯 合 郵 京 都 神 戶 間 入 條 約 二 加 開 業
社 日 本 鐵 道 會				
	山 三 菱 會 社 浦 德 山 元 開 始			
	所 行 橫 濱 正 金 銀 集 行 集 所 組 正 出 張 例 改 正	大 坂 手 形 交 換 所	橫 濱 正 金 銀 集 行 集 所 組 正 出 張 例 改 正	擇 善 會
			引 大 坂 株 式 取 引 所	東 京 株 式 取 引 所
險 會 社 明 治 生 命 保		調 火 災 保 險 取 係 ヲ ク		東 京 海 上 保 險 會 社
社 高 田 商 會 倫	生 織 商 會 倫 所 高 田 支 店	三 井 物 產 會 社 倫 敦 支 店	佛 國 大 博 覽 會	條 約 改 正 談 判 開 始 佛 國 大 博 覽 會

廿九年	廿八年	廿七年	廿六年	廿五年
			大坂、神戸 電話開設	小包郵便法 鐵道敷設法
	奈良開業	奧羽線ノ北 鐵道會議規		
門司八代間 開業			郵船會社孟買線 開船會社仁川線	大坂興信所
航海獎勵法 郵船會社歐洲線 米國線、濠洲線 開船會社臺灣線 東洋汽船會社			正金銀行上 海支店 例	
			日本郵業銀 行法 東京興信所	
				明治火災保 險會社 日本火災保 險會社
			日本海上保 險會社 庫會社	
			日本貿易倉 庫會社	
			日清通商條 約	
			日英新條約 交換	

三十三年	三十二年	三十一年	三十年
			貨幣法 度量衡法規
郵便爲替法 電信切手貯 金郵便法 封緘業書 私製業書	郵便條例改 正法 敦賀富山間 全通 奧羽線ノ南 線開業	堺、名古屋 電話開設 兵庫三田 間開業 名古屋網 島全通 開業	京都電話開 設 北海線旭川 宗谷線ヨリ 此年ヨリ開 業 多シ ルモノ
			商船會社臺灣五 航路開始
	郵船會社北清線 開船會社淡水香 港線、漢口宜昌 商船會社南浦線 始線	商船會社楊子江 線開始	
	北海道拓殖 銀行法 正金銀行天 津支店	京都手形交 換所	臺灣銀行法 神戶手形交 換所
			火災保險會 社此年ヨリ 增加ス
			保稅債庫法
			關稅定率法 約日伯通商條
			特別輸出港 規則改正條 約日通商條
			條約改正實 施居留地廢 止智通商條 約日通商條
			保險業法 施行細則
			日本興行銀 行法

大正十五年三月十五日印刷
大正十五年三月三十日發行

【定價金參圓五拾錢】



著者	故	著者	發行權所有者
橫井時冬	東京市牛込區納戸町一四	發賣者	東京市神田區美土代町二ノ一
	橫井春野	印刷者	東京市牛込區單筒町二十五番地
			野吾由次郎

發賣所

東京市神田區美土代町二ノ一
振替東京二五四〇番

白

揚

社

電話神田三二八五番

【行印所刷印口溝】

安田與四郎著

四六判箱入
四百餘頁布表紙

定價二圓五十錢

(送料
廿一錢)

經濟動態の研究

一上一下經濟界は常に波亂そのものゝ如き觀がある。然し靜かに其の跡を尋ねれば經濟現象も又社會進化と密接不離の關係を有し、茫々幾十年、自ら明かに動態の法則を示してゐる。本書は財界變動の觀測に於て神人といはるゝ安田氏が理論の上より經濟の動態を論究せる名著で、堂々たる立論、周到明徹なる識見、讀者は明鏡を見る如くに財界の過去及其將來を知り得やう。

目次

經濟界の趨勢的變動——國民競争の時代——對外爲替——國際間の貸借
——生産方法の進化——資本集中の傾向——信用の發達と其の結果——
經濟界の盾環的變動——生産消費の隔離——金融市場との關係——景氣
回復期の實況、財界保守性と變動性——大正九年の恐慌の原因——景氣
盾環と對策——經濟界の季節的變動——企業計畫採算等。

高橋龜吉氏新著

四六判箱入頗美裝
四百五十頁

定價貳圓五拾錢

(送料金
廿一錢)

日本經濟の行詰と無産の對策

日本經濟は何故に行詰つたか、この行詰を如何にすれば打開し得るか、之今日本國民の直面して居る最大重要な問題である。現に無産階級の陣營に於ても、資本家階級の内部に於ても、この問題を中心にして多くの研究と論争とが盛行しつゝあり、政治舞臺の中心人氣亦、經濟對策の如何に集中せられつゝある。本書は斯の如き刻下の中心問題に對し我國實際經濟の權威者高橋氏が、その蘊蓄を傾けて堂々縦横の論陣を張れるものであつて、難解の専門的問題を平易明快に説き去り、説き盡き來つて、明鏡に寫し出されし如くに日本經濟の行詰りと、資本家的政策の没落とを論證し、之に對し無産階級を基礎としたる經濟政策のを説いた。著者の態度は懇切を極め、其の研究は科學的にして明徹至純、無産階級の人士は勿論、資本家階級の人士亦本書を讀まずしては經濟、政治、社會問題等を正解する資格がない。

福本和夫著

菊判箱入
二百三十頁

社會の構成並に變革の過程

定價貳圓也
送料廿一錢

社會は如何にして構成され、如何にして變革されるか——この問題を理論的に究明することは方向轉換期にある日本無産階級の最大關心事の一つでなければならぬ。そしてこれは我がカール・マルクスが最初資本論の全計畫中に包括させてゐたのであるが、遂にその病死のために完成されなかつた所である。本書は著者がこのマルクスの意圖に従ひ、その後の資本主義の發展と諸學者の研究とを参照して、この問題を最も系統的、統一的に解明したものであつて、實に世界的意義を有する一大研究である。該博なる考證、辛辣なる批判、獨創的なる表式の間を貫く著者の唯物辨證法的立場は冷靜至純にして而も、熱烈なる社會學徒の心琴を共鳴させずには措かない。敢へて獎む。

(内容) 一、序論——二、この問題が唯物辨證法的に把握せられ得るに至りし根據・條件——三、對象と端初。——四、概観。——五、純經濟過程。——六、國家過程。——七、意識過程——八、國際過程。——九、世界過程——十、諸過程間の關係。——十一、要約。——十二、社會の變革過程。

佐野學著

四六判箱入
三百五十頁

社會主義雜稿

定價一圓八十錢
送料金十七錢

題して社會主義雜稿と云ふ。著者が日本脫走前後、露西亞滯在中執筆にかゝるもの十餘篇を收めて居る。卷頭、鬭争の爲めの社會主義——社會主義戰術の數々を明かにしたる雄篇を始めとし、以下皆佐野氏の新知識を傾倒せしもののみである。卷尾のドロツキーズムへの論戦は明徹辛辣を極め、マルクス研究者必讀の文字として重きを爲すものである。實に本書一卷は社會主義の最新知識として闘士佐野學氏の面目を躍如たらしめて居る。

2753

佐野 學 著

四六列三百五十頁
箱入上製

露西亞社會史 (上卷)

定價貳圓五十錢
送料金二十一錢

露西亞の革命は如何にして生れたか、特權階級は始め如何にして長生じ生して行つたか、無産階級は如何に悲惨なる歴史を繰返したか、殊にインテリゲンチヤの立場は最も興味あるものであらねばならぬ。著者は本書に於て露西亞數十年の階級闘争戦を描くに當り、鋭き經濟眼を以て到底救はれざる大衆の生活と、之に供ふ反撥とを明かにした。秘められたる赤裸の歴史は茲に公開せられ、ブルジョアの歴史は本書出でて無價値なる事を立證した。近來の文献たるを失はぬ。

555
28

終